

天草市国土強靱化地域計画

令和5年4月

天草市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 本市の地域特性	5
1 地理的特性	
2 自然環境	
3 本市における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	12
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	16
第5章 計画の推進	46
【別紙】	
脆弱性評価結果	50
取組主体・関係機関等一覧表	78
【別添】	
強靱化推進方針に基づく取組一覧	

はじめに

1 計画策定の趣旨

本市における災害は、しばしば台風が通過・接近し、周りを海に囲まれているため、海岸線の高潮による浸水被害、暴風による建物の破損被害が発生している。また、山地から海岸までの距離が短いことから集中豪雨による山地崩壊、土石流等が発生し、人家、農地に大きな被害をもたらすことが多い。

一方、国においては、東日本大震災の発生等を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が施行された。同法に基づき、平成26年6月には「国土強靱化基本計画」（以下、「基本計画」という。）が策定され、同計画に基づく様々な取組みが進められている。

こうした中、熊本県においては熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に県内に甚大な被害をもたらした「平成28年熊本地震」からの早期復興を果たすため、「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」を策定して復旧・復興の方向性を示すとともに、熊本地震の対応に係る検証を踏まえ、熊本県地域防災計画の見直しを行うなど、災害に対する備えの強化に取り組みながら、平成29年10月には「熊本県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、熊本地震や熊本広域大水害のような大災害に対応するための災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進している。

本市においてもどこで発生してもおかしくないとの認識の下、国の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全安心な地域づくりを着実に推進するため、「天草市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定する。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本市における国土の強靱化の指針として策定するものであり、策定に当たっては、基本計画及び熊本県地域計画を踏まえつつ、本市の地理・地形等の地域特性とともに、天草市地域防災計画や本市のまちづくりの基本理念である「第2次天草市総合計画」（以下、「市総合計画」という。）等も考慮して策定する。

これにより、今後起こり得る大規模自然災害に対して、ハード施策だけでなく、ソフト対策を含めた総合的な防災体制を整備し、これらを促進することで災害に強く、安全安心に生活できる地域づくりを目指す。

3 計画期間

本計画の内容は、市総合計画の終期である令和4年度（2022年度）に合わせるため、令和2年度（2020年度）から令和4年度（2022年度）までの3年間とし、その後も市総合計画に準じて概ね4年ごとに見直すこととする。

なお、計画期間中であっても、市総合計画の改定、関係法令の改正、基本計画の見直し及び大規模自然災害後の検証結果等を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すこととする。

第1章 基本的な考え方

1 基本目標

基本法第14条において、市区町村の国土強靱化地域計画は、国の基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、国土強靱化地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。

また、大規模自然災害発生時においては、人命の保護が最優先であり、また、国土強靱化の本質が強さとしなやかさを持つことであることから、致命損傷の回避、被害の最小化に向けた強さを備え、さらには被災後の迅速な復旧復興を目指したしなやかさも備える必要がある。

これらを踏まえ、本市の国土強靱化を推進するにあたり、基本計画及び熊本県地域計画に掲げられた基本目標並びに基礎自治体としての役割を鑑み、本市が強靱化を推進するうえでの基本目標として、次の4つを掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

- ① 人命の保護が最大限図られること。
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること。
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること。
- ④ 迅速な復旧復興を図ること。

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、東日本大震災や平成28年熊本地震など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 本市の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること。
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげること。

- ④ 大規模災害に備え、国、熊本県、他市町村及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。
- ④ 人口の減少や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子供等の状況に配慮して施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第2章 本市の地域特性

1 地理的特性

本市は、熊本県南西部に位置し、周囲を碧い海に囲まれた天草諸島の中で、天草上島の一部や天草下島、御所浦島などで構成されている。地形は、そのほとんどが山岳・丘陵地で占められ、急峻で平野部は少なく、河川沿いの平地部や海岸線の河口部に市街地や集落、農地が開発し、それらを結ぶように海岸線沿いに国・県道などが配置・整備されている。

県庁所在地の熊本市から、本庁所在地の本渡市街までは車で2時間ほど、最南端の牛深市街まではさらに1時間ほどを要する。

また、福岡・長崎・熊本・鹿児島を結ぶ九州西岸地域の拠点となる位置にあり、海を隔てて北に長崎県島原半島と、南に鹿児島県長島がある。

本市の総面積は683.82平方キロメートル(令和5年10月1日現在、国土地理院)で、県内市町村の中で最大を誇り、県土面積の約9%を占めている。

土地利用については、全体の約75%を農地・山林で占めており、宅地・道路用地については約6%となっている。

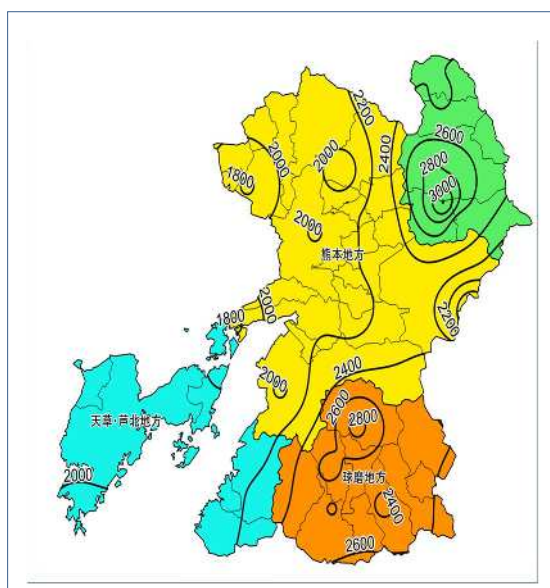
また、その大半が山林である中で、本渡地区と牛深地区に市街地があり、ほかの地区は限られた平坦部に集落が点在している状況である。

2 自然環境

本市は、天草灘・八代海に面した海洋性気候であり、平均気温が17度前後と温暖な地帯に属しており、年間降水量は約2,000ミリである。

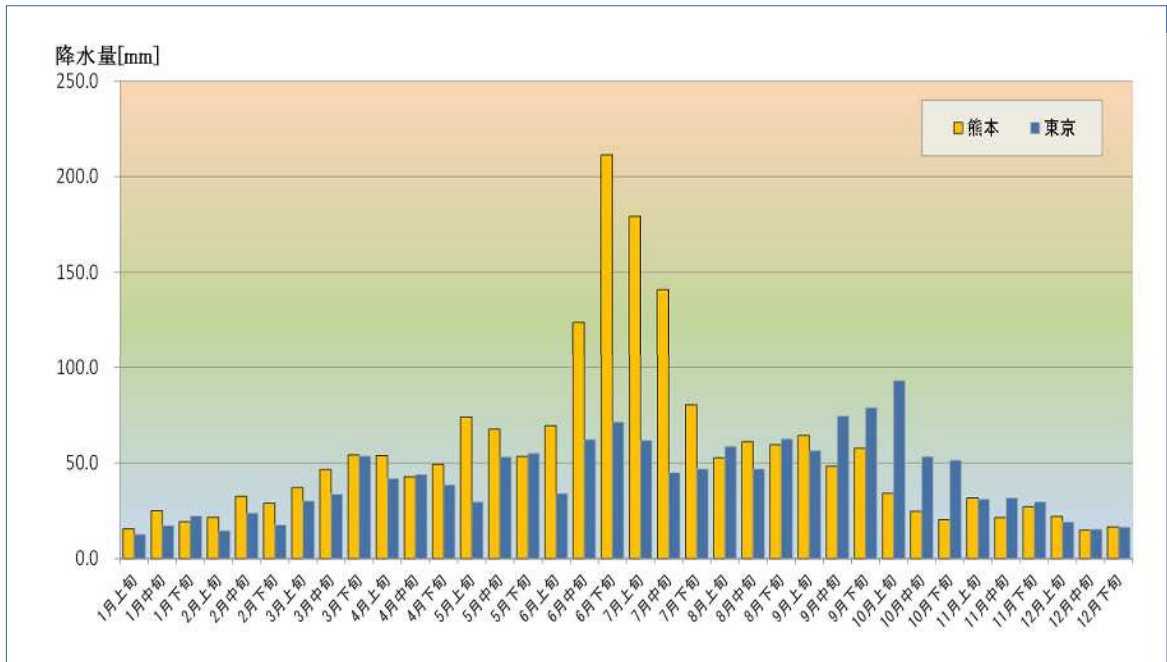
また、本市は、九州山地の西側にあたるため、東シナ海から暖かく湿った空気が入りやすく、大雨や集中豪雨が発生しやすい。特に、梅雨時期の降水量は多く(6月～7月の2ヵ月間に、年間降水量の約4割が降る)、たびたび土砂災害や洪水の被害をもたらす原因にもなる。

(右図)【参考1】年間降水量分布図 単位(mm)

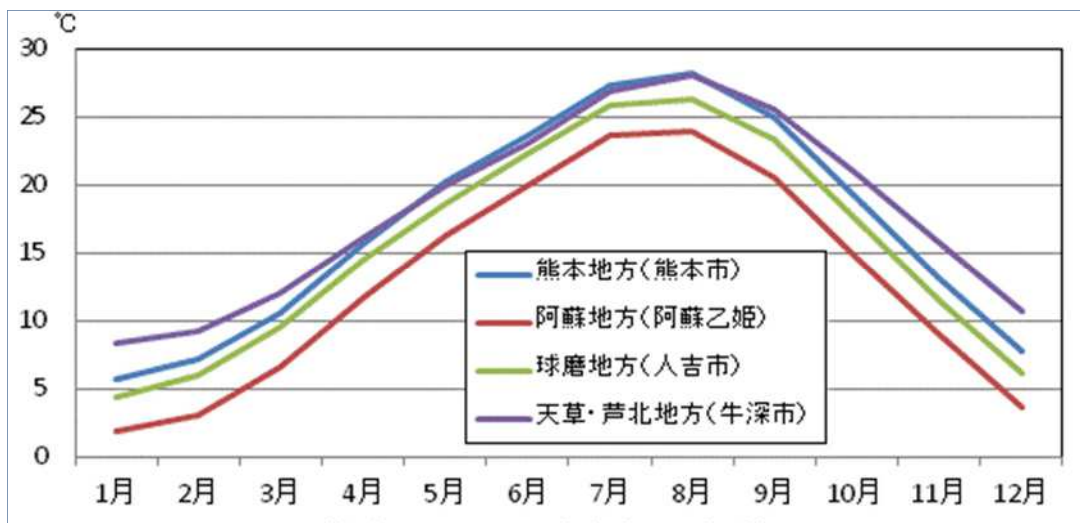


(出典：熊本地方気象台)

【参考2】 東京都との年間降水量の比較



【参考3】 熊本県の月平均気温平年値



(出典：熊本地方気象台ホームページ)

3 本市における災害リスク

(1) 風水害

① 梅雨期の大雨による水害

熊本県では梅雨時期に大雨が発生することが多い。本県付近に停滞する梅雨前線に向かって南西海上から暖かく湿った空気が流入しやすく、この空気が山地の西側斜面等に当たり上昇気流を発生させ、県内に集中的な大雨を発生させることもある。

梅雨期に相当する6月～7月の2ヵ月間の降水量(1981年～2010年の平年値)は、特に県北東部と南東部の山間は1000mm以上の多雨域となっているのに対し、西部の沿岸部では800mm前後と地域的な差が生じている。

昭和47年7月の梅雨末期の集中豪雨による上天草大水害では、天草地方を中心にして大雨(上天草市龍ヶ岳町で時間雨量130ミリを記録)が降り、洪水、土砂崩れ、土石流等により死者・行方不明者が123名という人的被害も含めて大きな被害をもたらした。

② 台風による災害

熊本県では、台風が九州の西岸に接近又は上陸する場合に大きな災害が特に発生しやすい。災害の種類としては風雨によるものはもちろんであるが、遠浅でV字型に開けている有明海や八代海の沿岸部では高潮による災害も発生しやすい。

平成3年(1991年)9月に九州西海上を北上し九州に上陸した台風第19号は、住宅被害や風倒木被害など各地に甚大な被害をもたらした。また、平成11年(1999年)9月に天草諸島を通過して熊本県に上陸した台風第18号は、八代海周辺に甚大な高潮災害をもたらした。特に、宇城市不知火町(旧宇土郡不知火町)では大規模な高潮が発生し、12名の人命が失われた。

一方、台風が九州の東側を進む場合は、風による災害に比べて大雨による災害が発生しやすい。台風の接近や上陸は夏から初秋にかけての季節が多いが、昭和20年の阿久根台風や昭和26年のルース台風のように10月に上陸することもある。

【参考4】過去の主な風水害・土砂災害、台風による被害（昭和以降）

西暦(和暦)	種類	被害地域	主な被害
1927.9.12～13 (昭和 2)	台風による潮害	飽託、玉名海岸	死者 423 人、全半壊 1,978 戸、浸水 334 戸
1953.6.26～28 (昭和 28)	豪雨による大水害	県下全域	死者 563 人、全半壊 8,367 戸、浸水 88,053 戸
1957.7.26 (昭和 32)	豪雨による水害	金峰山系 等	死者 183 人、全半壊 284 戸、浸水 10,832 戸
1972.7.3～6 (昭和 47)	豪雨による水害	天草上島 等	死者 123 人、全半壊 973 戸、浸水 37,583 戸
1982.7.23～25 (昭和 57)	豪雨による水害	県下全域	死者 23 人、全半壊 183 戸、浸水 24,574 戸
1984.6.21～7.1 (昭和 59)	豪雨による水害	特に五木村	死者 16 人、全半壊 6 戸、浸水 578 戸
1990.6.28～7.3 (平成 2)	豪雨による水害	県下全域	死者 17 人、全半壊 217 戸、浸水 7,563 戸
1991.9.27 (平成 3)	台風による被害	県下全域	死者 4 人、全半壊 1,889 戸、浸水 24 戸
1999.9.23～24 (平成 11)	台風による被害	県下全域	死者 16 人、全半壊 1,818 戸、浸水 1,925 戸
2003.7.20 (平成 15)	豪雨による水害	県南部	死者 19 人、全半壊 25 戸、浸水 503 戸
2012.7.12 (平成 24)	豪雨による水害	県下全域	死者 25 人、全半壊 1,462 戸、浸水 582 戸
2016.6.19～25 (平成 28)	豪雨による水害	県下全域	死者 5 人、全半壊 130 戸、浸水 645 戸
2020.6.73～4 (令和 2)	豪雨による水害	県下全域	死者 67 人、全半壊 1,493 戸、浸水 3,583 戸

(2) 地震災害

① 県内の活断層

本市に影響を及ぼす主要活断層としては布田川断層帯、日奈久断層帯、人吉盆地南縁断層、緑川断層帯、出水断層帯、別府一万年山断層帯が存在し、マグニチュード6を超える地震が繰り返し発生している。

地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「調査委員会」という。）の長期評価によると、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）において、今後30年以内に地震が発生する確率が高いとされている。（平成29年1月1日現在）

平成28年4月の熊本地震は、調査委員会によると、マグニチュード6.5の前震は日奈久断層帯の高野一白旗区間の活動、マグニチュード7.3の本震は布田川断層帯の布田川区間の活動によるものと考えられている。なお、熊本地震発生時における当該断層帯の今後30年以内の地震発生確率は、日奈久断層帯の高野一白旗区間が不明、布田川断層帯の布田川区間はほぼ0%～0.9%であった。

活断層の動き等は、調査委員会による現地調査の結果、日奈久断層帯（高野一白旗区間）沿いで長さ約6km、布田川断層帯（布田川区間）沿いで長さ約28kmにわたる地表地震断層が見つかっており、益城町堂園付近では、最大約2.2mの右横ずれ変位が生じている。

また、熊本地震の特徴として、同一地域において、わずか28時間以内に震度7の地震が2度発生したこと、また前震（平成28年4月14日）・本震（平成28年4月16日）以外にも最大震度5弱以上の強い揺れを観測する地震が県内で21回発生したことがある（平成29年9月30日時点）。特に、発災後15日間（2週間）において震度1以上を2,959回観

測しており、これは同じ内陸型の地震である兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の 230 回、新潟県中越地震の 680 回と比べて多い。

【参考5】主要活断層の長期評価

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価 ※1	30年以内の 地震発生確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度以上	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	Xランク ※2	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Zランク	ほぼ0%
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S*ランク	ほぼ0%~16%
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S*ランク	ほぼ0%~6%
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8 程度	Xランク ※2	不明
緑川断層帯	7.4 程度	Zランク	ほぼ0.04%~0.09%
出水断層帯	7.0 程度	A*ランク	ほぼ0%~1%
人吉盆地南縁断層	7.1 程度	A*ランク	1%以下
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/東部)	7.6 程度	Zランク	ほぼ0%
別府・万年山断層帯 (別府湾-日出生断層帯/西部)	7.3 程度	Zランク	ほぼ0%~0.05%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/東部)	7.2 程度	S*ランク	0.04%~4%
別府・万年山断層帯 (大分平野-湯布院断層帯/西部)	6.7 程度	Sランク	2%~4%
別府・万年山断層帯 (野稲岳-万年山断層帯)	7.3 程度	A*ランク	ほぼ0%~3% (最大2.6%)
別府・万年山断層帯 (崖平山-亀石山断層帯)	7.4 程度	Zランク	ほぼ0%

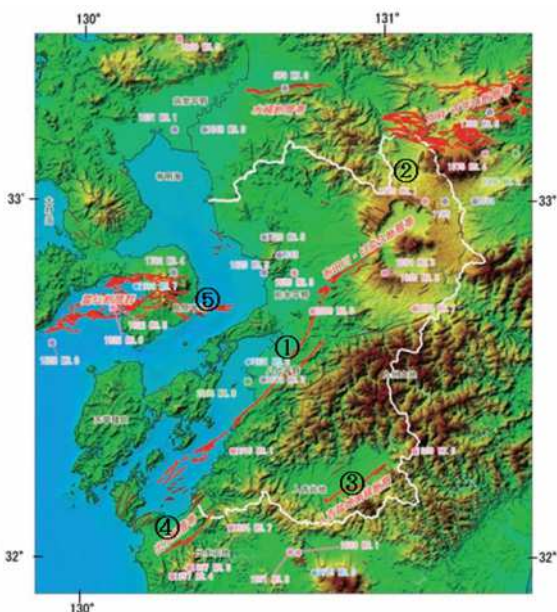
※1 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※2 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※3 最新活動(地震発生)時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典: 主要活断層の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)【都道府県別】(地震調査研究推進本部地震調査委員会)]

【参考6】熊本周辺の主要活断層



①布田川・日奈久断層帯

②別府・万年山断層帯

③人吉盆地南縁断層

④出水断層帯

⑤雲仙断層群

② 南海トラフ地震

静岡県駿河湾から宮崎県の日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび大きな地震が発生している。過去に発生した南海トラフ付近が震源域と推定される地震のうち、大きな被害をもたらした例として、宝永4年（1707年）の宝永地震、安政元年（1854年）の安政南海地震及び昭和21年（1946年）の昭和南海地震があり、九州においても大分県及び宮崎県を中心に、死者・負傷者、建物倒壊、浸水等の被害が発生している。

また、東日本大震災を踏まえ、科学的に考えられる最大クラス（マグニチュード9）の地震である「南海トラフ地震」が発生した場合の震度分布や津波高とそれに伴う被害想定では、沿岸部を中心に東日本大震災を越える甚大な被害が想定されている。九州では、特に宮崎県で死者が約35,000人、全壊建物が約89,000棟、大分県で死者21,923人、全壊建物が30,095棟などの被害が想定されている（注1、注2）。

熊本県では、「南海トラフ地震対策特別措置法」（平成25年12月）に基づき、県内の11市町村（注3）が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、被害想定は死者120人、建物の全壊18,900棟などの結果となっている。

（注1）（出典）宮崎県における南海トラフ巨大地震に伴う被害想定

（注2）（出典）大分県地震津波被害想定調査結果

（注3）宇城市、阿蘇市、天草市、高森町、山都町、多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町、苓北町

【参考7】過去の主な地震・津波災害

西暦(和暦)	地域	地震規模	主な被害
744.6.6 (大平16)	天草郡、八代郡、葦北郡	M7.0	死者1,520人、民家流出470戸
1619.5.1 (元和5)	肥後八代	M6.0	麦島城はじめ家屋が破壊
1625.7.21 (寛永2)	熊本	M5～6	死者50人、熊本城の石垣が一部崩落
1723.12.19 (享保8)	肥後・豊後・筑後	M6.5	死者2人、倒家980戸
1769.8.29 (明和6)	日向・豊後・肥後	M7.4	県内で津波確認
1792.5.21 (寛政4)	雲仙岳	M6.4	対岸の本県でも津波による被害多大(後に「島原大変・肥後迷惑」と呼ばれた。県内の津波高10m～20m)
1889.7.28 (明治22)	熊本付近	M6.3	死者20人、負傷者52人、家屋全壊228戸・半壊138戸等
1975.1.23 (昭和50)	熊本県北東	M6.1	負傷10人、道路損壊12カ所等 震度5(阿蘇山)
2011.10.5 (平成23)	熊本地方	M4.4	震度5強(菊池市旭志)
2016.4.14 (平成28) [前震](注)	熊本地方	M6.5	人的被害:死者244人 重軽傷者2,715人 住家被害:197,042棟 (全壊8,664棟 半壊34,364棟)
2016.4.16 (平成28) [本震](注)	熊本地方	M7.3	(平成29年9月13日時点)

(注)平成28年(2016年)熊本地震の震度(震度6弱以上を観測した県内市町村)

[前震時の震度]	震度7(益城町) 震度6弱(熊本市、玉名市、宇城市、西原村、嘉島町)
[本震時の震度]	震度7(益城町、西原村) 震度6強(熊本市、菊池市、宇土市、宇城市、合志市、大津町、南阿蘇村、嘉島町) 震度6弱(八代市、玉名市、天草市、上天草市、阿蘇市、美里町、和水町、菊陽町、御船町、山都町、氷川町)

【参考8】熊本県地震・津波被害想定調査結果

平成23年に発生した東日本大震災を踏まえ、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行うことを目的として、被害の推計を行った。(平成25年3月)

[対象] 熊本県への被害が大きいとされる次の断層帯の揺れを想定

[被害想定結果] (主な項目を抜粋)

項目 (注1)	布田川・日奈久 断層帯 中部・南西部連動型 (注3)	別府・万年山断層帯 (注3)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値	
地震規模 津波規模 高	地震規模	マグニチュード 7.9	マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.1	マグニチュード 7.0	マグニチュード 7.1	マグニチュード 9.1
	タイプ	活断層	活断層	活断層	活断層	活断層	プレート型
	最大想定震度	震度7	震度6強	震度7	震度6強	震度6弱	震度6弱
	津波高(TP.m)	3.4 TP.m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m
	津波波高(m)	1.2m	対象外(注2)	対象外(注2)	対象外(注2)	1.4m	2.0m
建物	全壊棟数	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟
	半壊棟数	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟
人的被害	死者数	960 人	10 人	300 人	1 人	100 人	120 人
	重傷者数	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人
	軽傷者数	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人
	避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,100 人	17,300 人
	疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人

(注1) 本表には、冬の午前5時、風速11m/秒の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉南縁盆地断層、出水断層帯では、津波による被害は想定していない。

(注3) 布田川・日奈久断層帯(中部・南西部連動型)と別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースを記載している。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、第2章で示した本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定

国の基本計画においては、8つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして45の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本市の地域特性を考慮して、8つの「事前に備えるべき目標」と、40の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2	大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	津波・高潮等による死傷者の発生
	1-4	台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-5	大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態
	1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-3	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-4	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺
	2-5	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響
	5-4	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	5-5	基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止
	5-6	食料等の安定供給の停滞
6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	8-4	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-6	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。
- ③ 施策の進捗状況を表す「重要業績指標（KPI）」を検討・設定する。

2 評価の結果

脆弱性評価結果は別紙のとおりであり、評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト施策を適切に組み合わせた総合的な防災体制整備が必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、実施主体の財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

(2) 代替性・多重性（リダンダンシー）の確保等が必要

本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性をいかに高めても万全とは言えない。特に、行政や情報通信、交通インフラ等の分野においては、一旦そのシステム等が途絶えると、その影響は甚大である。

そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

(3) 国、県、他市町村、防災関係機関との平時からの連携が必要

強靱化に向けた取組みの実施主体は、国、県、市町村、防災関係機関、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたっており、施策を着実に推進するためには、各主体が連携して対応することが重要であり、日頃の訓練や情報共有・連絡調整等を通じ、実効性を確保する必要がある。

また、大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県との連携だけでなく、平時から国、県、他市町村や民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備する必要がある。

(4) 自助・共助・公助の適切な組み合わせと官民の連携が必要

災害の規模が大きくなれば、警察、消防、自衛隊等の実働機関や県・市町村だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。

また、個々の施策の実施主体は、県・市町村だけでなく、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたるが、特に大規模災害時には、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

(5) 特性を踏まえた土地利用の適正化が必要

平成 24 年の熊本広域大水害や平成 28 年熊本地震をはじめ、全国的に大規模災害が頻発する中、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図る必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本市は、第2章に示したとおり、地理的・地形的に大雨が発生しやすく、台風接近・上陸の際は高潮による被害も発生しやすい。また、熊本地震の原因となった日奈久断層帯、布田川断層帯をはじめ複数の断層帯が存在し、今後も直下型地震が発生する可能性がある。

このような本市における災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組みの方向性を検討のうえ、今後、以下の施策を推進することとする。

また、以下の施策に係る具体的な事業箇所等については、別紙「強靱化推進方針に基づく取組一覧」に掲げる。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(1-1) 大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務部】

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務部】

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 市全域を対象として市民自らの避難行動に特化した実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行うことにより、市民の防災体制の向上と防災意識の高揚を図る。

(消防団による定期訓練) 【総務部】

- 消防団が市や自主防災組織等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、有事の際の的確な行動につなげるため、消防団の活動人員の確保を図るとともに消防団による実践的な各種訓練の充実を図る。

(自主防災組織による訓練) 【総務部】

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難ができるよう、実践的な避難訓練等を推進する。

(消火栓、防火水槽等の整備) 【総務部】

- 大規模火災や地震における火災発生においても、消防力を最大限に発揮して、消火活動が

できるようにするため、消防法の設置基準や地域特性に応じて、消火栓や耐震化を有する防火水槽の充足整備を図る。

(消防積載車の活用)【総務部】

- 大規模火災や地震における火災発生においても、消防力を最大限に発揮して、消火活動ができるようにするため、消防積載車等の活用と整備を計画的に実施する。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達)【総務部・総合政策部】

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート(全国瞬時警報システム)や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート(災害情報共有システム)また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」を防災行政無線の補完的役割として位置づけ、難聴エリア対策等を進め、情報提供手段を確保する。災害発生時には、市民への迅速かつ的確な情報の周知の情報伝達ツールの一つとして活用する。

(道の駅による情報発信機能の強化)【観光文化部】

- 常時提供している道路情報に加え、防災情報(水位、雨量、カメラ画像等)を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて道路利用者に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、タッチパネルやパソコンなど多様なニーズに対応するための情報発信体制を整える。

(住宅の耐震化)【建設部】

- 民間建築物耐震改修促進事業を推進し、住宅所有者に対する支援を行う。また、市民への啓発や耐震改修に係る技術者育成等を、県等と連携し進める。(住宅・建築物安全ストック形成事業等)

(宅地の耐震化)【建設部】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、造成宅地の滑動崩落に対する安全性の検証を行い、必要に応じた対策を推進する。

(災害に強く安全なまちづくり)【建設部】

- ブロック塀等の耐震化を促進するため、国及び熊本県と連携し「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用した「危険ブロック塀等安全確保支援事業」を実施することで財政的な支援を行う。
- 狭あい道路の解消を促進するため、国の「狭あい道路整備等促進事業」を活用した「狭あい道路拡幅整備促進事業」を実施することで財政的な支援を行う。
- 市営住宅等の適切な維持管理に努め、天草市公営住宅等長寿命化計画に基づく、市営住宅等の計画的な改修を進めるとともに、市全体の住宅政策を踏まえ、用途廃止による市営住宅の適切な管理戸数の推進に努める。
- 平成 25 年度に空き家等の実態調査を実施し、データベース化を図っているが、人口や世帯数の減少に伴い年々増加傾向にある。このことから、所有者等に対し、空家法に基づき適切な管理を促すとともに、解体を推進する支援策を継続し、空き家バンク制度による資産の有効活用など総合的な取り組みを図る。

(1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止)【建設部・教育部・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、県等と連携し、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。(住宅・建築物安全ストック形成事業等)
- 学校において、児童、生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や防火設備の適切な維持管理に努める。

(市役所他公共施設の火災訓練の実施)【総務部】

- 大規模災害時、来庁者及び職員の安全を確保するため、庁舎等の公共施設等において、来庁者等に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、定期的な避難訓練を推進する。

(公共施設の改修)【総務部・各施設所管部】

- 緊急物資集積場所等の防災拠点となっている公共施設の機能を発揮できるように計画的な改修を実施する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】（再掲）

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」を防災行政無線の補完的役割として位置づけ、難聴エリア対策等を進め、情報提供手段を確保する。災害発生時には、市民への迅速かつ的確な情報の周知の情報伝達ツールの一つとして活用する。
- 消防団を活用した広報活動によって、火災予防などについて市民の防火意識啓発を推進する。

（迅速な避難のための体制整備等）【経済部】

- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災重点ため池のハザードマップを作成・配布し、地域住民が迅速な避難ができる体制を構築する。

（不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止）【建設部】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導等を行うとともに、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。（住宅・建築物安全ストック形成事業等）

（1-3）津波・高潮等による多数の死傷者の発生

（避難指示等の適切な発令）【総務部】

- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 市全域を対象として市民自らの避難行動に特化した実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行うことにより、市民の防災体制の向上と防災意識の高揚を図る。

（ハザードマップの作成、配布）【総務部】

- ハザードマップによって、平時から水害の危険性を周知するとともに、市内河川流域が洪水浸水想定区域の指定を受けた場合には、早期にハザードマップを作成し、市民への周知・啓発を推進する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】（再掲）

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」を防災無線の補完的役割として位置づけ、難聴エリア対策等を進め、情報提供手段を確保する。災害発生時には、市民への迅速かつ的確な情報の周知の情報伝達ツールの一つとして活用する。

（要支援者対策の推進）【健康福祉部】

- 行政区長、民生委員、消防団などの地域関係者へ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、地域関係者が顔をあわせて名簿（対象者）を確認（更新）する取り組みを推進する。

（海岸保全施設の整備等）【経済部・建設部】

- 津波、高潮、海岸堤防崩壊等による浸水を防止するため、防潮堤等、海岸保全施設の計画的な整備及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

- 海岸保全施設の整備に当たっては、消防団員など防災業務に従事する者の安全を確保するため、開口部の常時閉鎖型への改善や、速やかな閉口対応を可能とする水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備を順次進める。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設部】

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(1-4) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生

(避難指示等の適切な発令) 【総務部】 (再掲)

- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務部】

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務部】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 市全域を対象として市民自らの避難行動に特化した実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行うことにより、市民の防災体制の向上と防災意識の高揚を図る。

(消防団による定期訓練) 【総務部】 (再掲)

- 消防団が市や自主防災組織等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、有事の際の的確な行動につなげるため、消防団の活動人員の確保を図るとともに消防団による実践的な各種訓練の充実を図る。

（自主防災組織による訓練）【総務部】（再掲）

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難ができるよう、実践的な避難訓練等を推進する。

（ハザードマップの作成、配布）【総務部】（再掲）

- ハザードマップによって、平時から水害の危険性を周知するとともに、市内河川流域が洪水浸水想定区域の指定を受けた場合には、早期にハザードマップを作成し、市民への周知・啓発を推進する。

（消防積載車の活用）【総務部】（再掲）

- 水防・防災活動においても、消防力を最大限に発揮して、防災活動ができるようにするため、消防積載車等の活用と整備を計画的に実施する。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】（再掲）

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- 天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」を防災行政無線の補完的役割として位置づけ、難聴エリア対策等を進め、情報提供手段を確保する。災害発生時には、市民への迅速かつ的確な情報の周知の情報伝達ツールの一つとして活用する。

（要支援者対策の推進）【健康福祉部】（再掲）

- 行政区長、民生委員、消防団などの地域関係者へ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、地域関係者が顔をあわせて名簿（対象者）を確認（更新）する取り組みを推進する。

(迅速な避難のための体制整備等)【経済部】(再掲)

- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災重点ため池のハザードマップを作成・配布し、地域住民が迅速な避難ができる体制を構築する。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【経済部・建設部】

- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、排水機場の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- 大規模風水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。

(円滑な避難のための道路整備)【建設部】(再掲)

- 道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(1-5) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(避難指示等の適切な発令)【総務部】(再掲)

- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】(再掲)

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】(再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。
- 市全域を対象として市民自らの避難行動に特化した実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行うことにより、市民の防災体制の向上と防災意識の高揚を図る。

(ハザードマップの作成、配布) 【総務部】 (再掲)

- 浸水想定区域等における避難体制の整備、ハザードマップを活用した市民への危険箇所の周知や避難訓練等実施などを推進することで、地域の災害対応能力を向上させる取組を行う。

(土砂撤去費用負担) 【総務部】

- 宅地又はその周辺に崩落した土砂等を撤去し、土砂災害による危険から市民の安全を確保する。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】 (再掲)

- 行政区長、民生委員、消防団などの地域関係者へ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、地域関係者が顔をあわせて名簿(対象者)を確認(更新)する取り組みを推進する。

(山地・土砂災害対策の推進) 【経済部・建設部】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行う。
- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、熊本県と連携して砂防施設等の計画的な整備、土砂災害警戒区域等の指定の見直し、豪雨時の早期避難体制の整備等を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用の適切な制限を図る。又、土砂災害による危険から市民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域内に居住する市民の安全な場所への移転を促進する。

(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

(学校の災害対応の機能向上) 【教育部】

- 大規模災害時、児童生徒等の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、防災訓練の実施により、実効性の確保に努める。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に

向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制の構築を推進する。

（避難指示等の適切な発令）【総務部】（再掲）

- 避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難できるよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（通信手段の機能強化）【総務部】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務部】

- 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務部】（再掲）

- 事前予測が可能な大雨・台風、高潮等の災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、関係機関の災害対応を時系列で整理したタイムラインを活用し、関係機関が適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、多くの市民が安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難する「予防的避難」の重要性について啓発する。また、避難指示等を踏まえ、市民が適切に避難するよう、防災講座等において避難情報の意味や重要性の周知・啓発を進める。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】（再掲）

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

- 天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」を防災無線の補完的役割として位置づけ、難聴エリア対策等を進め、情報提供手段を確保する。災害発生時には、市民への迅速かつ的確な情報の周知の情報伝達ツールの一つとして活用する。

(外国人対応) 【総合政策部】

- 大規模災害時に、外国人の安全を確保するため、関係機関や外国人を支援する市民団体などと連携し、通訳ボランティアの確保や多言語による情報提供など、外国人への支援体制を構築する。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】 (再掲)

- 行政区長、民生委員、消防団などの地域関係者へ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、地域関係者が顔をあわせて名簿(対象者)を確認(更新)する取り組みを推進する。

(迅速な避難のための体制整備等) 【経済部】 (再掲)

- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災重点ため池のハザードマップを作成・配布し、地域住民が迅速な避難ができる体制を構築する。

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(水道施設の耐震化等) 【水道局】

- 生活等に欠かせないライフラインである水道水を供給する水道施設については、大規模災害をはじめとした自然災害が発生した場合に安定した供給を行えるように、早急な更新あるいは耐震化が必要であるが、老朽化した施設の更新や耐震化には多額の投資が必要なため、財政収支を見通した水道施設の更新・耐震化計画を策定し、効果的に更新・耐震化事業の促進を図る。

(備蓄の促進) 【総務部】

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、備蓄方針の見直しを検討し、食料や飲料水など、必要な備蓄量を確保する。

(民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務部】

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の推進）【総務部】

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資集積所としての「道の駅」の機能強化）【観光文化部】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】

- 市内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。併せて、天草空港を活用した空路での輸送機能を確保するため、関係機関等との連携体制の構築を進める。

※啓開とは・・・緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。（国土交通省）

（食料を備蓄した廃棄物処理施設の整備）【市民生活部】

- 大規模災害時、150人×3日分の食料を備蓄する廃棄物処理施設の整備を計画している。
施設名：【(仮称)天草広域連合クリーンセンター】

（2-2）避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化）【総務部・教育部・各施設所管部】

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、市が避難所として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化及び長寿命化を促進するとともに、給水施設（井戸等）、非常用電源、マンホールトイレをはじめ各種トイレ、空調設備等の整備を推進する。

（避難者に対する食料の提供）【教育部】

- 大規模災害時において、多くの被災者が避難所等に避難することになる。この避難者に対

して、迅速かつ継続的に食料の提供を可能にするため、学校給食センター施設設備の耐震化及び災害対応型の厨房機器の整備を行う。

（指定避難所等の見直し）【総務部】

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

（指定避難所等の周知徹底）【総務部・健康福祉部】

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や要配慮者避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

（避難所運営体制の構築）【総務部】

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を前提とした避難所運営マニュアルの作成や、関係機関による研修・訓練等の取組みを支援する。

（外国人対応）【総合政策部】（再掲）

- 大規模災害時に、外国人の安全を確保するため、関係機関や外国人を支援する市民団体などと連携し、通訳ボランティアの確保や多言語による情報提供など、外国人への支援体制を構築する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、熊本県で策定された「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」や、熊本県が主催する専門職養成研修を受講し、熊本県と連携しながら対応する。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、熊本県や災害ボランティア、天草郡市歯科医師会、天草市立病院の関係機関と連携し、感染症及び高齢者の生活不活発病対策、誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施する。

（福祉避難所の円滑な運営）【健康福祉部】

- 地域の関係者の協力を得ながら、福祉避難所への避難が必要な対象者の把握を行い、受け入れ先となる社会福祉事業者との連絡体制等の構築を進める。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康福祉部】

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての教育や、関係機関と連携して発生直後から予防の周知を行うとともに、ボランティア等と連携し、運動（健康体操）等を行う。

（物資集積所としての「道の駅」の機能強化）【観光文化部】

- 大規模災害時に国が行うプッシュ型の物資支援等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、集積地としての体制を整備し、実効性を強化する。
- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるよう、駐車場や多目的広場など道の駅の防災機能強化に向けた整備を進める。

（避難場所の整備）【市民生活部】

- 大規模災害時、特に津波・高潮の避難場所となり得る廃棄物処理施設の整備を計画している。また、施設利用者等が、指定する避難所に安全に避難移動できるまでの間、一時避難場所となることを想定した施設機能を有するなど、地域防災に協力を行う。

施設名：【(仮称)天草広域連合クリーンセンター、(仮称)天草広域連合リサイクルセンター】

（２－３）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（孤立集落に対する県等と連携した取組み）【総務部】

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、熊本県、市、関係機関等において、孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、市民の早期避難や物資備蓄の啓発、防災消防へりを活用した防災訓練等に取り組む。

（自主防災組織の活動の強化）【総務部】

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

（地域コミュニティの維持）【地域振興部】

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

（２－４）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務部】 (再掲)

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、熊本地震の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ災害対応に係るタイムラインを整備し、災害対応業務の標準化を行う。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、資機材の充実と特定の活動のみ参加する機能別消防団員及び女性消防団員の拡大も含め、熊本県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、国、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

(自主防災組織の活動の強化) 【総務部】 (再掲)

- 自主防災組織が市や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

(救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備) 【経済部、建設部】

- 市内における災害時の救助・救急ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁、またルートの一つとなる港湾等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(2-5) 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築) 【総務部】

- 大規模災害時、民間給油施設が利用できない状況下において、迅速な救助活動を実施するため、関係機関と連携して燃料の優先的な供給の確保に取り組む。

(活動に必要な燃料の供給) 【総務部】

- 県外から応急対応のために来援した機関の燃料供給体制を構築するため、受援主体において、石油小売会社等との協定等による供給体制の整備に取り組む。

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【経済部、建設部】 (再掲)

- 市内における災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するため、市内各

地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁、またルートの一つとなる港湾等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（２－６）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【経済部、建設部】

- 市内における災害時の医療活動の支援ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、医療活動の支援ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時、道路以外の医療活動の支援ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化等、港湾施設の防災対策を進める。

（２－７）疾病・感染症等の大規模発生

（生活用水の確保）【水道局、市民生活部】

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、衛生面の悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部の支援を受けて上水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えると共に、本市で策定している天草市水道事業危機管理マニュアルの充実を図る。また支援の受け入れをスムーズに行えるよう関係機関、団体との調整を行い、有事の際に的確な支援依頼を行うことで、上水道処理機能の早期回復を図る。
- 大規模災害時に、トイレ等の生活用水の確保、近隣にある井戸の位置を事前に確認するよう啓発活動を図る。また、学校プールの利用について学校施設所管課とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭に於いて、災害時の生活用水確保の為に、水溜め啓発活動を行う。

（下水道BCPの充実）【水道局】

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部の支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えると同時に、本市で策定している下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。また、支援の受け入れをスムーズに行えるよう関係機関、団体と

の調整を行い、有事の際に的確な支援依頼を行うことで下水道処理機能の早期回復を図る。

（感染症の発生・まん延防止）【健康福祉部、市民生活部】

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等を適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携し防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【健康福祉部】（再掲）

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、県で策定された「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」や、県が主催する専門職養成研修を受講し、県と連携しながら対応する。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、県や災害ボランティア、天草郡市歯科医師会、天草市立病院の関係機関と連携し、感染症及び高齢者の生活不活発病対策、誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施する。

（エコノミークラス症候群の予防）【健康福祉部】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての教育や、関係機関と連携して発生直後から予防の周知を行うとともに、ボランティア等と連携し、運動（健康体操）等を行う。

3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

（3-1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（学校における業務のスリム化と事業継続計画の策定）【教育部】

- 大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、事業継続計画の策定を推進する。

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務部・教育部・各施設所管部】

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の整備、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民

間事業者等との協定締結を進める。

（業務継続可能な体制の整備）【総務部・総合政策部】

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 情報ネットワークの強化・安定化を図るとともに、業務データ損失等を防ぐため、通信回線の二重化及びケーブルテレビの光化を推進し、ネットワーク機器の予備装置の確保及びバックアップ機器の分散化を行うとともにシステムベンダーと連携体制を構築し、環境復旧の迅速化を図る。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務部】

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高めるとともに、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援体制の構築）【総務部】

- 応援体制を円滑に確保するため、国のガイドライン等を踏まえ、応援協定の締結や、受援計画の策定を行い、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務部】

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

（4-1）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務部】

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結

等を推進する。

(発電設備を備えた施設の整備)【市民生活部】

- 焼却処理により発生する熱エネルギーを利用する発電施設を備え、災害時でも電力の供給が可能となる廃棄物処理施設の整備を計画している。
施設名：【(仮称) 天草広域連合クリーンセンター】

(通信手段の機能強化)【総務部】

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化(リダンダンシー)を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備を推進する。

(自給電源設備設置の支援)【市民生活部】

- 大規模災害時における長時間停電時の電力確保のため、太陽光発電システム、蓄電システムの購入支援を行うことにより自力による電力確保を推進する。

(4-2) 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

(郵便事業の継続に向けた道路整備)【経済部・建設部】

- 市内における災害時の郵便事業ルートを確認、また郵便事業の停止を防止するため、市内各地域を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁、またルートの一つとなる港湾等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路として物資輸送ルートの早期啓開を図るため、関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進)【総務部】(再掲)

- 大規模災害時、市民等の情報収集、市からの市民への情報伝達が途切れることなく行えるよう、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

(通信手段の機能強化)【総務部】(再掲)

- 大規模災害時、市の災害状況等の伝達を行うにあたり、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化（リダンダンシー）を図る。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】（再掲）

- 市民へ防災上の重要情報や避難指示等の災害情報を確実に伝達するため、防災情報を国から市町村が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く市民に伝達するLアラート（災害情報共有システム）また、天草市安心・安全メールを活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 市民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、報道機関等との連携体制を構築する。
- 防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する県統合型防災情報システムや、県防災情報メールサービスについて市民に周知するとともに、多様な情報提供手段を確保するため、SNSやホームページ、ケーブルテレビなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。
- メール配信や天草市公式LINE等のソーシャルネットワークサービス（SNS）を活用し、携帯電話、スマートホン、タブレット端末等さまざまな情報伝達手段の確保等を進める。

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

（5-1）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

（金融機関や商工団体等との連携）【経済部】

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

（物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備）【経済部・建設部】（再掲）

- 市内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（５－２）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（エネルギー供給に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 市内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、緊急輸送道路における無電柱化を進める。併せて、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（エネルギー供給に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時のエネルギー供給ルートを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（５－３）海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

（物資・エネルギー供給に向けた港湾整備）【建設部】（再掲）

- 港湾の被災によるサプライチェーンの寸断を防ぐため、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた対応力を強化する。

（５－４）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設の保全）【経済部】

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

（農業施設の耐候性等の強化）【経済部】

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウスの導入を促進する。

（漁港の防災対策）【経済部】

- 大規模災害時、漁港施設の耐災性の強化を図るため、外郭・係留施設の耐震・耐津波診断に基づき、耐震・耐波対策を推進する。

（共済加入の促進）【経済部】

- 大規模自然災害が発生しても、農業・漁業経営の安定を図るため、農業・漁業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業及び漁業共済加入を促進する。

（５－５）基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 市内における災害時の交通ネットワークを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（交通ネットワークの確保に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時の交通ネットワークを確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

（天草空港の機能強化）【地域振興部】

- 市内における災害時の航空ルートでの移動手段としての交通ネットワークを確保するとともに、緊急物資輸送ルートとしても、自衛隊等の輸送時離着陸場所の確保、天草エアライン(株)が所有する機材を輸送機として活用する等、熊本県との連携体制の構築も推進する。

（５－６）食料等の安定供給の停滞

（民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【経済部・建設部】（再掲）

- 市内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓

開体制の構築を推進する。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】 (再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

(天草空港の機能強化) 【地域振興部】 (再掲)

- 市内における災害時の航空ルートでの移動手段としての交通ネットワークを確保するとともに、緊急物資輸送ルートとしても、自衛隊等の輸送時離着陸場所の確保、天草エアライン(株)が所有する機材を輸送機として活用する等、熊本県との連携体制の構築も推進する。

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(6-1) 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】 (再掲)

- 大規模災害時の海上輸送機能を確保するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。

(6-2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【水道局】 (再掲)

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、被害を受けやすいのは老朽化した施設や未耐震化施設である。これらの施設が被災した場合には、市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給できなくなる恐れがある。そのため、水道施設については、早急な更新あるいは耐震化が必要であるが、老朽化した施設の更新や耐震化には多額の投資が必要なため、財政収支を見通した水道施設の更新・耐震化計画を策定し、効果的に更新・耐震化事業の促進を図る。

(応急給水体制の整備) 【水道局】

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、被害を受けやすいのは老朽化した施設や未耐震化施設である。そして、これらの施設が被災した場合には、市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給出来なくなる恐れがある。そのため、早期回復を図ることができる体制を構築するとともに、地震等で橋が寸断され、通行できなくなることが予想される事から、船舶による水道水の供給に備えて、拠点給水、運搬給水の体制を構築するとともに、被災していない水源地に、緊急用ろ過設備を設置し

て応急的に浄水処理を行う体制を整える。

(生活用水の確保) 【水道局、市民生活部】 (再掲)

- 大規模災害時に、トイレ等の生活用水の確保、近隣にある井戸の位置を事前に確認するよう啓発活動を図る。また、学校プールの利用について学校施設所管課とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭に於いて、災害時の生活用水確保の為、水溜め啓発活動を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

(上水道BCPの策定) 【水道局】

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、水道事業継続計画 (BCP) 策定に向けた取組みを促進する。

(6-3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震化等) 【水道局】

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、浄化センター管理棟及び下水道施設の耐震化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な維持修繕・改築を進める。
- 災害時の避難所等における市民の生活・衛生環境の向上のため、大人数の収容可能な避難所ではマンホールトイレの活用、仮設トイレの場合は、し尿を被災していない下水処理場等で受け入れる体制を整える。

(浄化槽の整備等) 【水道局】

- 災害時における市民の生活・衛生環境の向上のため、汲み取りから合併浄化槽への転換及び単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時には浄化槽メンテ会社と連携して浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を図る。

(下水道BCPの充実) 【水道局】 (再掲)

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部の支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、本市で策定している下水道事業継続計画 (BCP) の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。また、支援の受け入れをスムーズに行えるよう関係機関、団体との調整を行い、有事の際に的確な支援依頼を行うことで下水道処理機能の早期回復を図る。

(6-4) 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【地域振興部】

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を推進する。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、市内各地域や集落間を結ぶ道路(農道、林道等含む)の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

(6-5) 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【水道局】 (再掲)

- 大規模災害時に、被災した水道施設の被害状況を把握し、「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」「九州山口9県災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む体制を整える。

(生活用水の確保) 【水道局・市民生活部】 (再掲)

- 大規模災害時に、トイレ等の生活用水の確保、近隣にある井戸の位置を事前に確認するよう啓発活動を図る。また、学校プールの利用について学校施設所管課とあらかじめ協議を行う等、生活用水の確保について事前の備えを促進する。
- 各家庭に於いて、災害時の生活用水確保の為に、水溜め啓発活動を行う。
- 事業所等における大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等の促進を図る。

7 制御不能な二次災害を発生させない

(7-1) 市街地での大規模火災の発生

(消防団における人員、資機材の整備促進等) 【総務部】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、資機材の充実と特定の活動のみ参加する機能

別消防団員及び女性消防団員の拡大も含め、熊本県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、国、熊本県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。
- 常備消防である天草広域連合消防本部との連携を常に密にし、常備消防の後方支援として、平時から連携した訓練を行うなど、大規模火災発生に備えた体制の整備に取り組む。

(7-2) 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設部】

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、実施業務本部マニュアルによる人材を確保・育成する。

(災害に強く安全なまちづくり) 【建設部】 (再掲)

- 令和4年度に適切に管理されていない空き家等の実態調査を実施し、データベース化を図っているが、人口や世帯数の減少に伴い年々増加傾向にある。このことから、所有者等に対し、空家法に基づき適切な管理を促すとともに、解体を推進する支援策を継続し、空き家バンク制度による資産の有効活用など総合的な取り組みを図る。

(7-3) ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【経済部】

- 大規模災害時の農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、農業用ため池の点検や改修の必要性の判定を行い、計画的に改修を進める。
- ため池管理者による日常管理や緊急体制の整備、防災重点ため池のハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。
- 大規模災害時のダムの損壊等による二次災害を防止するため、洪水等による越水発生時の下流地域への警報発信など、平時から熊本県やダム管理者と連携した訓練を実施し、二次災害の防止体制整備を図る。

(7-4) 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【市民生活部】

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、本市、熊本県、関係事業者と連携した取組みを進める。

(7-5) 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【経済部】

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

(鳥獣被害対策の推進) 【経済部】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

(適切な森林整備の推進) 【経済部】

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進する。

(農地等の保全管理) 【経済部】

- 地震や豪雨、高潮等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理を行う。

(7-6) 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務部】

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の適正な運用) 【市民生活部】

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の発生量の推計や処理方法などを記載した災害廃棄物処理計画の随時見直しを行い、適切に運用する。
- 迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うためには、市民や事業者の理解が欠かせないものとなるため、周知すべき情報を早期にわかりやすく提供するとともに、平時においても周知啓発を行う。

（関係団体等との連携）【市民生活部】

- 大規模災害時に大量に発生した災害廃棄物の処理を円滑に行うため、県及び周辺自治体、関係団体との協力・連携による広域的な処理を進める必要があり、応援協定等の締結を行う。応援協定等については、平時に定期的な内容の確認と見直しを行い、また、事前に被災及び支援自治体の両面になることを想定し、体制を整備する。

（廃棄物処理施設の整備）【市民生活部】

- 環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し大規模災害時、天草圏域で発生したごみの適正な処理を行う施設整備を計画している。なお、新ごみ処理施設については、ごみ処理の停滞を防ぐために、薬剤等を常時7日分以上確保する。
施設名：【(仮称) 天草広域連合クリーンセンター、(仮称) 天草広域連合リサイクルセンター、(仮称) 牛深ごみ処理中継施設、(仮称) 御所浦ごみ処理中継施設】

（8-2）復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化）【総務部・建設部】

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

（罹災証明書の速やかな発行）【市民生活部】

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

（被災文化財の復旧を行う体制の整備）【観光文化部】

- 大規模災害時に、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、本市学芸員の専門的知識や技術力の更なる向上、人材の育成を進める。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設部】（再掲）

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関

係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、実施業務本部マニュアルによる人材を確保・育成する。

(8-3) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(罹災証明書の速やかな発行) 【市民生活部】 (再掲)

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から市町村職員を対象とする住家被害認定調査の目的や方法に関する研修を行うとともに、他県等の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

(相談体制の整備) 【総務部】

- 大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、協定団体等による相談対応やSNS等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(応急仮設住宅の迅速な提供) 【総務部】

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地をあらかじめ定める。

(金融機関や商工団体等との連携) 【経済部】 (再掲)

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

(8-4) 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域と学校の連携) 【教育部】

- 大規模災害時、地域と学校が連携した避難所運営を行うため、学校運営協議会の活動を連携を行う手段として活用し、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、平時から学校と地域の連携協働体制の強化に努める。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 地域の防災力の強化を図るため、商工関係団体等への情報提供や協議等により消防団活動に対する企業等の理解を促進するとともに、資機材の充実と特定の活動のみ参加する機能

別消防団員及び女性消防団員の拡大も含め、熊本県や消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。

- 消防団の災害対応力向上のため、国、県による補助や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した資機材の整備を促進する。

（自主防災組織等のコミュニティ力の強化）【総務部】

- 自主防災組織等の地域コミュニティ力強化を図るため、自主防災活動に必要な資機材の充実等の支援を行う。

（地域における共助の推進）【総務部、地域振興部】

- 大規模災害時に、市と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応、防犯対応が行われるよう、自主防災組織や行政区等の活動の強化などを図る。

（地域コミュニティの維持）【地域振興部】

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを支援する。

（８－５）道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（迅速な復旧・復興に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 市内における災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、市内各地域を結ぶ道路（農道、林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、物資輸送やライフライン復旧に必要なルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

（迅速な復旧・復興に向けた港湾整備）【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災による復旧・復興の停滞を防止するため、港湾施設の耐震化や、耐波性能等の強化を進める。また、港湾事業継続計画（BCP）を策定・活用し、被災した港湾施設の業務継続や早期復旧に向けた体制を整備する。

（８－６）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（浸水対策、流域減災対策）【建設部】

- 大規模な浸水被害を防止するため、海岸・河川堤防等の施設の整備など、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、排水機場の整備等により被害軽減に資する流域減災対策を推進する。

第5章 計画の推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCAサイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとする。

また、本計画は、市の総合計画に準じて概ね4年ごとに内容を見直すこととするが、今後の地域強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や、国及び熊本県の国土強靱化施策の推進状況等を考慮し、計画の途中であっても見直すこととする。

＜重要業績指標（KPI）一覧＞

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
目標1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる							
1-1) 大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生							
災害対策本部設置訓練の実施回数	総務部	回	R1	1回/年	R4	2回/年	市/都道府県
各種防災訓練の実施(総合防災訓練)	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市/都道府県
市内一斉避難訓練参加者数	総務部	人	R1	10,369	R4	15,000	市/自主防災組織、区
緊急地震速報訓練への参加回数(国の全国一斉訓練7月、11月)	総務部	回	R1	2回/年	R4	2回/年	市/都道府県
市政だより掲載回数	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
ネットによる即時情報提供可能施設数	観光文化部	箇所	R2	2	R7	7	市
住宅の耐震化率	建設部	%	H25	58.0	R7	耐震性が不十分な住宅を概ね解消	市
市営住宅改修等進捗率	建設部	%	H24	0	R4	100	市
老朽危険家屋の指導実績割合	建設部	%	R5	0	R11	100	市
老朽危険家屋等解体補助金を利用した解体件数	建設部	件	R5	40件/年	R11	280	市
1-2) 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生							
訓練回数	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市
緊急地震速報訓練への参加回数(国の全国一斉訓練7月、11月)再掲	総務部	回	R1	2回/年	R4	2回/年	市/都道府県

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
市有特定建築物の耐震化率	建設部	%	H29	99.0	R7	耐震性が不十分な建物を概ね解消	市
民間特定建築物の耐震化率	建設部	%	H29	82.0	R7	耐震性が不十分な建物を概ね解消	市
1-3) 津波・高潮等による死傷者の発生							
出前講座の申込数	総務部	回	R1	5回/年	R4	10回/年	市
災害対策本部設置訓練の実施回数	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市
各種防災訓練の実施(総合防災訓練)	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市/都道府県
市内一斉避難訓練参加者数	総務部	人	R1	10,369	R4	15,000	市/自主防災組織、区
ハザードマップの作成・配布	総務部	-	H30	実施済	R4	継続実施	市
緊急地震速報訓練への参加回数(国の全国一斉訓練7月、11月)再掲	総務部	回	R1	2回/年	R4	2回/年	市/都道府県
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
避難行動要支援者名簿の確認(更新)に取り組む地区数	健康福祉部	地区	H28	3	R4	51	市
1-4) 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生							
出前講座の申込数 再掲	総務部	回	R1	5回/年	R4	10回/年	市
災害対策本部設置訓練の実施回数 再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市
各種防災訓練の実施(総合防災訓練)再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市/都道府県
市内一斉避難訓練参加者数 再掲	総務部	人	R1	10,369	R4	15,000	市/自主防災組織、区
ハザードマップの作成・配布 再掲	総務部	-	H30	実施済	-	継続実施	市
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
避難行動要支援者名簿の確認(更新)に取り組む地区数	健康福祉部	地区	H28	3	R4	51	市
1-5) 大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態							
出前講座の申込数 再掲	総務部	回	R1	5回/年	R4	10回/年	市
災害対策本部設置訓練の実施回数 再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市
各種防災訓練の実施(総合防災訓練)再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市/都道府県
市内一斉避難訓練参加者数 再掲	総務部	人	R1	10,369	R4	15,000	市/自主防災組織、区
ハザードマップの作成・配布 再掲	総務部	-	H30	実施済	-	継続実施	市
避難行動要支援者名簿の確認(更新)に取り組む地区数	健康福祉部	地区	H28	3	R4	51	市

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生							
出前講座の申込数 再掲	総務部	回	R1	5回/年	R4	10回/年	市
市内石油小売店との災害協定	総務部	件	R1	0	R4	1件以上	市
緊急地震速報訓練への参加回数(国の全国一斉訓練7月、11月)再掲	総務部	回	R1	2回/年	R4	2回/年	市/都道府県
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
避難行動要支援者名簿の確認(更新)に取り組む地区数	健康福祉部	地区	H28	3	R4	51	市
目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)							
2-1) 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止							
災害時応援協定数	総務部	件	H30	31	R4	35	市
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
備蓄の有無	観光文化部	箇所	R2	0	R7	4	市
2-2) 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺							
集積所として転用可能な多目的広場、駐車場確保の有無	観光文化部	-	R2	無	R7	有	市
災害対策拠点・車中泊避難者受入として転用可能な多目的広場	観光文化部	-	R2	無	R7	有	市
2-3) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生							
自主防災組織率	総務部	%	R1	84.25	R4	90.0	市
2-4) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルート途絶による救助・救急活動の麻痺							
災害対策本部設置訓練の実施回数 再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市
消防団員数	総務部	人	R1	2,821	R4	2,900	市
2-7) 疫病・感染症等の大規模発生							
予防接種法に基づく予防接種麻疹/風しんの接種率	健康福祉部	%	H30度	96.8	R4	95.0	市
目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する							
3-1) 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下							
業務継続計画(BCP)の策定	総務部	-	H30	策定済	R4	実効性向上	市
支援計画の策定率	総務部	%	R1	0	R4	100	市
支援計画の策定率 再掲	総務部	%	R1	0	R4	100	市
各種防災訓練の実施(総合防災訓練) 再掲	総務部	回	R1	1回/年	R4	1回/年	市/都道府県
職員研修の実施	総務部	回	R1	0回/年	R4	2回/年	市
目標4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する							
4-1) 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止							
災害時応援協定数 再掲	総務部	件	H30	31	R4	35	市
・太陽光発電施設による発電出力	市民生活部	kW	H24	20,618	R3	52,943	市
・蓄電システム容量(天草市補助利用分)	市民生活部	kWh	H28	244	R3	1,886	市

指標名	担当部局	単位	基礎値 年度	基礎値	目標年度	目標値	事業主体
4-3) テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態							
災害時応援協定数 再掲	総務部	件	H30	31	R4	35	市
緊急地震速報訓練への参加回数(国の全国一斉訓練7月、1	総務部	回	R1	2回/年	R4	2回/年	市/都道府県
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
市政をはじめ様々な情報が容易に取得できると感じる市民の割合	総合政策部	%	H29	44.0	R5	53.9	市
目標5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない							
5-6) 食料等の安定供給の停滞							
災害時応援協定数	総務部	件	H30	31	R4	35	市
市政だより掲載回数 再掲	総務部	回	R1	1	R4	2	市
目標7 制御不能な二次災害を発生させない							
7-1) 市街地での大規模火災の発生							
消防団員数	総務部	人	R1	2,821	R4	2,900	市
7-2) 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺							
老朽危険家屋の指導実績割合	建設部	%	R5	0	R11	100	市
老朽危険家屋等解体補助金を利用した解体件数	建設部	件	R5	年間40件の解体補助	R11	280	市

【別紙】 脆弱性評価結果

1-1 大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行う必要がある。

（消防団による定期訓練）【総務部】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や消防力の充実強化を図る必要がある。

（自主防災組織による訓練）【総務部】

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行う必要がある。

（消火栓、防火水槽等の整備）【総務部】

- 大規模災害時には、建物・交通施設等の倒壊や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、消火栓、防火水槽等の整備を計画的に行う必要がある。

（消防積載車の活用）【総務部】

- 大規模災害時には、建物・交通施設等の倒壊や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、消防積載車等の活用と整備を計画的に行う必要がある。

（防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達）【総務部・総合政策部】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避

難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(道の駅による情報発信機能の強化) 【総務部】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、「道の駅」において交通利用者への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(住宅の耐震化) 【建設部】

- 本市の住宅の耐震化率は全国平均を下回っており、大規模地震時の住宅倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、住宅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地の耐震化) 【建設部】

- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊により多数の死傷者が発生する恐れがあるため、宅地の耐震化を促進する必要がある。

(災害に強く安全なまちづくり) 【建設部】

- 大規模地震時のブロック塀等の倒壊により、死傷者や道路等の交通障害が発生するおそれがあるためブロック等の耐震化を促進する必要がある。
- 災害時の道路には、救急車や消防車等の緊急車両の通行や災害時の避難経路としての機能が求められるが、管内には幅員 4m未滿の狭あい道路が数多く存在していることからその解消に向けた取り組みが必要である。
- 市営住宅及び付属施設の老朽化対策として、安全性と長寿命化を確保するため、天草市公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅等の適切な維持管理を行う必要がある。
- 人口・世帯数の減少による空き家の増加を踏まえ、老朽化し危険になった空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策（空き家バンク）への活用なども含め、総合的な空き家対策を進める必要がある。

1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止) 【建設部・教育部・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、公共建築物等の耐震化や防火対策を促進する必要がある。

(市役所他公共施設の火災訓練の実施) 【総務部】

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設及び学校施設の倒壊、天井や空調設備など非構造部材の破損や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が想定されるため、実践的な訓練を通じて、避難計画等検証を行う必要がある。

(公共施設の改修) 【総務部】

- 大規模地震等の発生時、不特定多数人が集まる施設の倒壊や火災の発生等により、施設の機能停止や人的被害が想定されるため、庁舎等の公共施設の計画的な改修が必要である。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・総合政策部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(迅速な避難のための体制整備等) 【経済部】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止) 【建設部】

- 大規模地震等の発生時、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊や火災等により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するとともに、防火対策を進める必要がある。

1-3 津波・高潮等による死傷者の発生

(避難指示等の適切な発令) 【総務部】

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務部】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。
- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行う必要がある。

(ハザードマップの作成、配布) 【総務部】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、ハザードマップの作成、配布をすることで、地域の災害リスクに対する認知度を高め、早めの避難行動等の促進を図る必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】

- 災害時に高齢者などが円滑に、安心して避難することができるよう、行政区長、民生委員、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から地域住民の共助による避難支援体制の構築に取り組む必要がある。

(海岸保全施設の整備等) 【経済部・建設部】

- 台風時の高潮・大規模地震時の津波・堤防崩壊等に起因する浸水により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、防潮堤等、海岸保全施設の整備・維持管理を着実にを行う必要がある。

（円滑な避難のための道路整備）【建設部】

- 津波・高潮時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあるため、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生

（避難指示等の適切な発令）【総務部】（再掲）

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務部】

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（消防団による定期訓練）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や消防力の充実強化を必要がある。

（自主防災組織による訓練）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で十分な行動ができないおそれがあることから、

実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証を行う必要がある。

(ハザードマップの作成、配布) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、ハザードマップの作成、配布をすることで、地域の災害リスクに対する認知度を高め、早めの避難行動等の促進を図る必要がある。

(消防積載車の活用) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時には、建物・交通施設等の倒壊や浸水の発生等により、施設の機能停止や人的被害が拡大するおそれがあることから、消防積載車等の活用と整備を計画的に行う必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】 (再掲)

- 災害時に高齢者などが円滑に、安心して避難することができるよう、行政区長、民生委員、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から地域住民の共助による避難支援体制の構築に取り組む必要がある。

(迅速な避難のための体制整備等) 【経済部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(浸水被害の防止に向けた排水機場の長寿命化) 【経済部】

- 台風や集中豪雨時、広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に排水機場の整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等) 【建設部】

- 大規模風水害時の河川氾濫等により広域的な浸水被害が発生するおそれがあることから、計画的に河川整備を進めるとともに、逃げ遅れ防止等の対策を実施する必要がある。

(円滑な避難のための道路整備) 【建設部】

- 台風や集中豪雨時、道路の浸水や交通渋滞等による逃げ遅れにより、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、浸水しにくく、円滑な避難に資する道路の整備が必要である。

1-5 大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態

(避難指示等の適切な発令) 【総務部】 (再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務部】 (再掲)

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(災害対応業務の標準化・共有化) 【総務部】 (再掲)

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

(ハザードマップの作成、配布) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、避難行動の遅れにより多数の死傷者が発生するおそれがあることから、ハザードマップの作成、配布をすることで、地域の災害リスクに対する認知度を高め、早めの避難行動等の促進を図る必要がある。

(土砂撤去費用負担) 【総務部】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により、宅地又はその周辺に向けて土砂等が崩落し、放置すれば再度の土砂災害が発生するおそれがあり、市民生活に支障が出るおそれがある場合、市民の生命、住宅等の財産の保護、並びに災害復旧に係る市民負担の軽減を図るため、土砂等を撤去する費用を市で負担する必要がある。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】 (再掲)

- 災害時に高齢者などが円滑に、安心して避難することができるよう、行政区長、民生委員、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から地域住民の共助による避難支援体制の構築に取り組む必要がある。

(山地・土砂災害対策の推進) 【経済部・建設部】

- 集中豪雨等による大規模な土砂災害により多数の死傷者が発生するおそれがあるため、治山・砂防施設の整備や土砂災害警戒区域等の見直しなど、山地・土砂災害対策を進める必要がある。

1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生

(学校の災害対応の機能向上) 【教育部】

- 大規模災害直後の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が伝達されないおそれがあることから、学校内での情報連絡体制及び児童生徒が自分の身の安全を確保するための意識啓発並びに防災体制の整備が必要である。

(避難指示等の適切な発令) 【総務部】 (再掲)

- 避難行動の遅れ等により死傷者が発生するおそれがあることから、避難指示が適切に発令される必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務部】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、市と県、国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(情報伝達体制の整備と地域の共助) 【総務部】

- 大規模災害時、地域へ災害情報が迅速に伝達されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、情報伝達体制の整備と地域における共助の充実を図る必要がある。

(事前予測が可能な災害への対応) 【総務部】 (再掲)

- 大雨・台風、高潮等、事前予測が可能な災害時において、対応の遅れや避難途中での事故等により人的被害が拡大するおそれがあることから、災害時の状況を想定し、災害発生前の早い段階から対応する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・総合政策部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

(外国人対応) 【総合政策部】

- 大規模災害時の混乱した状況下において、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(要支援者対策の推進) 【健康福祉部】 (再掲)

- 災害時に高齢者などが円滑に、安心して避難することができるよう、行政区長、民生委員、消防団などへ避難行動要支援者名簿を提供し、平常時から地域住民の共助による避難支援体制の構築に取り組む必要がある。

(迅速な避難のための体制整備等) 【経済部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(水道施設の耐震化等) 【水道局】

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、被害を受けやすいのは老朽化した施設や未耐震化施設である。これらの施設が被災した場合には、市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給できなくなるおそれがある。
また、上水道施設の耐震化には多額の費用を要する為、計画的な耐震化計画を策定し、効果的な更新及び耐震化事業を促進する必要がある。

(備蓄の推進) 【総務部】

- 大規模災害時、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、市において必要な備蓄を行う必要がある。

(民間企業と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務部】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(物資集積所としての「道の駅」の機能強化) 【観光文化部】

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。また、道路寸断等により被災地外から長期間にわたり物資が供給されず、家庭や事業所における備蓄だけでは食料等が不足するおそれがあることから、「道の駅」において必要な備蓄を行う計画も必要である。

(物資輸送ルートの確保に向けた道路整備) 【建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により被災地への食料・飲料水等の供給が停止するおそれがあるため、道路以外の物資輸送ルートとして港湾機能を強化する必要がある。

2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

(指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能の強化) 【総務部・教育部・各施設所管部】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から避難所となる施設の設備等を整備する必要がある。

(避難者に対する食料の提供) 【教育部】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、避難者への食料を提供できる施設設備等を平時から整備する必要がある。

(指定避難所等の見直し) 【総務部】

(指定避難場所等の周知徹底) 【総務部・健康福祉政策課】

(避難所運営体制の構築) 【総務部】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよ

う、平時から体制を整備する必要がある。

(外国人対応) 【総合政策部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、外国人に情報が行き届かないことにより、人的被害が拡大するおそれがあることから、外国人に対する情報提供を円滑に行う対策を講じる必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難所の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(福祉避難所の円滑な運営) 【健康福祉部】

- 社会福祉施設との福祉避難所の協定に基づき、高齢者や障がい者など、一般の避難所で避難生活が困難な市民の各施設での受入れを推進する必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、発生直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミー症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(物資集積所としての「道の駅」の機能強化) 【観光文化部】

- 大規模災害時、避難所の被災や大量の避難者発生等により、避難所の開設や運営が困難となるおそれがあることから、発災後、被災者が速やかに避難し安心して生活できるよう、平時から体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時、自動車による避難者が急増するおそれがあるため、道の駅に自動車による避難や車中泊等ができる機能を確保する必要がある。

2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(孤立集落に対する県等と連携した取組み) 【総務部】

- 大規模災害発生に伴う道路等の寸断により孤立集落が発生し、家庭や医療機関、避難所等に支援物資が適切に届かない事態や救急搬送ができない事態が発生するおそれがあることから、市と連携した孤立集落対策に取り組む必要がある。

（自主防災組織の活動の強化）【総務部】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（地域コミュニティの維持）【地域振興部】

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【経済部、建設部】

- 大規模災害時、道路寸断により多数の孤立集落が発生するおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

- 災害対応において、関係機関の組織体制や運営方法の違いにより円滑な対応ができないおそれがあることから、関係機関が連携して適切な災害対応が行われる体制を構築する必要がある。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【総務部】（再掲）

- 消防本部は人員に限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時、行政の災害対応能力にも限界があり、特に中山間地域においては防災実動機関や消防団などの到着に時間を要し、人的被害が拡大するおそれがあることから、発災直後から救助部隊等による救出・救助活動が行われるまでの間、地域において被災者の安否確認や避難誘導に対応する必要がある。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがある

ため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急活動が停滞するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築）【総務部】

- 大規模災害時、道路及び港湾、並びに物流業者等の大規模な被災による燃料供給の途絶により、救助・救急等の活動ができないおそれがあることから、必要となる燃料の供給が円滑に行われる体制を事前に構築する必要がある。

（活動に必要な燃料の供給）【総務部】

- 大規模災害時、県外から多数の警察、消防、自衛隊、海保等の応急対応を行う機関の部隊が来援し、救助・救急活動に必要な燃料が確保できないおそれがあることから、供給体制を整備する必要がある。

（エネルギー供給に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生によりエネルギー供給活動が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確

保が必要である。

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(医療活動の支援ルートへの確保に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の道路の寸断や渋滞の発生により医療活動の支援が停滞するおそれがあるため、道路以外の医療活動の支援ルートとして港湾機能を強化する必要がある。

2-7 疫病・感染症等の大規模発生

(生活用水の確保) 【水道局、市民生活部】

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、衛生面の悪化により疫病・感染症等の発生する恐れがあるため、災害時の上水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を構築する必要がある。また、本市は九州本土と橋により繋がっているため、地震等で橋が寸断され、通行が出来なくなることが予想されることから、船舶による受け入れ態勢を整備する必要がある。

(感染症の発生・まん延防止) 【健康福祉部】

- 大規模災害時、浸水被害等により感染症の発生・まん延のおそれがあることから、平時から感染症予防体制を構築する必要がある。

(避難所等の保健衛生・健康対策) 【健康福祉部】

- 避難所において、衛生面の悪化や避難生活の長期化等により、食中毒や感染症等の発生、避難所の健康悪化のおそれがあることから、平時から避難所の衛生・健康対策を講じる必要がある。

(エコノミークラス症候群の予防) 【健康福祉部】 (再掲)

- 大規模災害時、発生直後の避難所の混雑や車中泊に伴うエコノミー症候群により死亡者が発生するおそれがあるため、平時からその危険性を周知する必要がある。

(下水道BCPの充実) 【水道局】

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化による疫病・感染症等が発生する恐れがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を構築する必要がある。また、本市は九州本土と橋により繋がっているため、地震等に

より橋の利用ができなくなった場合、離島となることから他自治体及び協定を締結している団体等からの支援が受けられない可能性もあるため、船舶等による受け入れ態勢も整備する必要がある。

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(学校における業務のスリム化と事業継続計画の策定) 【教育部】

- 大規模災害時、学校においては、避難所指定の有無に関わらず多くの市民の避難が予想され、学校の運営と膨大な災害対応業務を並行して実施せざるを得ない状況となり、学校現場が混乱するおそれがあることから、平時から災害時の対応や体制を整備しておく必要がある。

(防災拠点施設等の耐災性の強化) 【総務部・各施設所管部】

- 大規模災害時の防災拠点施設の被災により行政機能が大幅に低下し、応急対策や救助活動等が停滞するおそれがあるため、庁舎等の防災拠点施設等の耐災性を強化する必要がある。

(業務継続可能な体制の整備) 【総務部・総合政策部】

- 大規模災害時には災害対応業務が大量かつ長期間発生するおそれがあるとともに、庁舎や職員の被災、又はライフラインの停止等により、業務の継続が大幅に制限されるおそれがあることから、大規模災害時にも業務継続可能な体制を整える必要がある。

(発災直後の職員参集及び対応体制の整備) 【総務部】

- 大規模災害時に、職員や家族の被災のほか、道路の寸断、公共交通機関の停止や交通渋滞などで、職員が職場に参集できないことにより、災害時の初動対応に支障を来すおそれがあることから、職員の参集体制及び災害対応体制を整備する必要がある。

(自治体間の応援体制の構築) 【総務部】

- 大規模災害時、市の人員体制では、多種多様かつ膨大な応急対応業務について、状況に即した対応ができないおそれがあるため、県や他の自治体間の応援・受援の体制整備の充実を図る必要がある。

(防災訓練の実施) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時には、混乱した状況の中で各種の対策を並行して十分に実施できないおそれがあることから、災害対応業務の実効性を高める必要がある。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務部】

- 災害時に職員が死傷し、迅速かつ適切な災害対応ができない事態が懸念されることから、職員自身が危機管理意識や災害対応能力を身につける必要がある。

4－1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務部】

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害応急活動ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

（通信手段の機能強化）【総務部】

- 大規模災害時、通信施設が被災し、市と県、国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

（自給電源設備設置の支援）【市民生活部】

- 大規模災害発生時に長時間の停電が発生した場合、電力確保が困難となり生活環境に支障をきたすため、非常用電源の確保が必要である。

4－2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により郵便事業が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態

(防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時、電力供給の途絶により情報通信が停止することによって、迅速かつ適切な災害状況等の伝達ができないおそれがあることから、防災活動の拠点となる施設等においては、災害時においても情報通信体制を確保できる体制を整える必要がある。

(通信手段の機能強化) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時、通信施設が被災し、市と県、国等の防災関係機関との通信が途絶するおそれがあることから、代替手段を含め通信を確保する体制を整備する必要がある。

(防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達) 【総務部・総合政策部】 (再掲)

- 大規模災害時の混乱した状況下において、防災上の必要な情報が十分に伝達されず、避難行動の遅れが生じることで、多数の死傷者が発生するおそれがあることから、市民への迅速かつ的確な情報の周知・伝達体制の強化が必要である。

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下

(金融機関や商工団体等との連携) 【経済部】

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資輸送活動が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(エネルギー供給に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生によりエネルギー供給活動が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-3 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】 (再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

(農地・農業用施設の保全) 【経済部】

- 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

(農業施設の耐候性等の強化) 【経済部】

- 大規模災害時の農業施設の被災により、本市で盛んな施設園芸の競争力が低下するおそれがあるため、安定した生産・出荷体制の整備が必要である。

(漁港の防災対策) 【経済部】

- 大規模災害時、漁港施設の被災に伴い水産物の出荷等が停止するおそれがあるため、漁港施設の耐災性の強化を図る必要がある。

(共済加入の促進) 【経済部】

- 近年の異常気象や台風等による風水害などにより、農作物や漁船などが被害を受け収穫量等に影響の出るおそれがあることから、農業・漁業経営の安定のためセーフティネット機能を確保する必要がある。

5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークが停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークの一部が停滞するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(交通ネットワークの確保に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により交通ネットワークの一部が停滞するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(天草空港の機能強化) 【地域政策課】

- 大規模災害時に、交通ネットワークや物資等輸送ルート寸断等により、移動や輸送機能停止となるおそれがあるため、熊本県と連携した天草空港の機能強化等を進める必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(民間企業と連携した食料等の供給体制の整備) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止や、多くの住宅が損壊することにより指定避難所の収容定員を大きく超える避難者が発生するなど、備蓄分だけでは食料等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所、行政機関における備蓄に加え、官民が連携して避難所等に食料等の支援物資を円滑に供給できる体制を整える必要がある。

(家庭や事業所における備蓄の促進) 【総務部】 (再掲)

- 大規模災害時、電気やガス、水道などのライフラインの停止、商業店舗の被災による休業のほか、物資が十分に供給されるまで一定の時間を必要とすることにより、発災直後は食料・飲料水等が不足するおそれがあることから、家庭や事業所において備蓄を行う必要がある。

(物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資輸送活動が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により物資供給等が停止するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

(天草空港の機能強化) 【地域政策課】 (再掲)

- 大規模災害時に、交通ネットワークや物資等輸送ルート寸断等により、移動や輸送機能停止となるおそれがあるため、熊本県と連携した天草空港の機能強化等を進める必要がある。

6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止

(物資・エネルギー供給に向けた港湾整備) 【建設部】 (再掲)

- 大規模災害時の港湾施設の被災により海上輸送の機能が停止するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐震化等) 【水道局】 (再掲)

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、被害を受けやすいのは老朽化した施設や未耐震化施設である。これらの施設が被災した場合には、市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給できなくなるおそれがある。また、上水道施設の耐震化には多額の費用を要する為、計画的な耐震化計画を策定し、効果的な更新及び耐震化事業を促進する必要がある。

(応急給水体制の整備) 【水道局】

- 大規模地震をはじめとした自然災害が発生した場合、被害を受けやすいのは老朽化した施設や未耐震化施設である。これらの施設が被災した場合には、市民生活や産業活動に欠かせないライフラインである水道水を安定して供給出来なくなる恐れがある。そのため、早期回復を図ることができる体制を構築する必要がある。地震等で橋が寸断され、通行できなくなることが予想される事から、船舶による水道水の供給に備えて、拠点給水、運搬給水の体制を構築する必要がある。

(上水道BCPの策定) 【水道局】

- 大規模災害時、浄水処理施設の被災による水道水の供給停止の恐れがある為、早期の回復を図ることが出来る体制を、構築する必要がある。また、本市は、九州本土と橋により繋がっているため、地震等により橋の利用が出来なくなった場合、離島となることから、他自治体及び協定を締結している団体等からの支援が、受けられない可能性も有る為、船舶等による受け入れ態勢も整備する必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(下水道施設等の耐震化等) 【水道局】

- 大規模災害時、下水道施設等の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止する恐れがあることから、下水道施設の耐震化等を促進するとともに、機能停止時に代替策を実施する体制を整備する必要がある。

(浄化槽の整備等) 【水道局】

- 大規模災害時、浄化槽の被災により、長期にわたり汚水処理機能が停止する恐れがあるため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換や、災害時における早期復旧を図る必要がある。

(下水道BCPの充実) 【水道局】 (再掲)

- 大規模災害時、下水道施設の被災による衛生面の悪化による疫病・感染症等が発生する恐れがあるため、災害時の下水道処理機能の確保及び早期回復を図ることができる体制を構築する必要がある。また、本市は九州本土と橋により繋がっているため、地震等により橋の利用ができなくなった場合、離島となることから他自治体及び協定を締結している団体等からの支援が受けられない可能性もあるため、船舶等による受け入れ態勢も整備する必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(公共交通機関に係る情報体制の整備) 【地域振興部】

- 大規模災害時、公共交通機関の被災により運行状況が大きく変動し、利用者に混乱が生じるおそれがあることから、道路交通情報に加え、公共交通機関の情報を発信する体制を平時から構築する必要がある。

(地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により交通ネットワークが停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路寸断により地域交通ネットワークが分断されるおそれがあるため、市内各地域や集落間を結ぶ道路の確保が必要である。

6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶

(応急給水体制の整備) 【水道局】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の破損や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず市民生活に深刻な影響を及ぼす恐れのあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

(生活用水の確保) 【水道局、市民生活部】 (再掲)

- 大規模災害時、水道施設の破損や水道水源の汚染等の発生により、必要な水を確保できず市民生活に深刻な影響を及ぼす恐れのあることから、災害等緊急時に応援給水体制を確保できるよう、平時から体制を整備する必要がある。

7-1 市街地での大規模火災の発生

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

7-2 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

(被災建築物等の迅速な把握) 【建設部】

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する必要がある。

(災害に強く安全なまちづくり) 【建設部】 (再掲)

- 人口・世帯数の減少による空き家の増加を踏まえ、老朽化し危険になった空き家の解体を促すとともに、移住・定住施策(空き家バンク)への活用なども含め、総合的な空き家対策を進める必要がある。

7-3 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(農業用ため池等の維持管理・更新) 【経済部】

- 大規模災害時に、農業用ため池等の漏水や溢水により堤体が決壊し、下流域に洪水被害が生じるおそれがあるため、農業用ため池等の安全性の確保が必要である。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

(有害物質の流出対策等) 【市民生活部】

- 大規模災害時、有害物質の大規模拡散・流出等により、環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、平時から有害物質に係る情報共有や関係機関との連携が必要である。

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(農業生産基盤の整備及び保全管理) 【経済部】

- 耕作放棄地の増加など農地等の荒廃により、国土保全や洪水防止などの多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、農業生産基盤の保全等が必要である。

(鳥獣被害対策の推進) 【経済部】

- 鳥獣被害による農地・森林等の荒廃により、多面的機能が低下し、大規模災害時の被害が拡大するおそれがあるため、鳥獣被害の防止を図る必要がある。

(適切な森林整備の推進) 【経済部】

- 台風や集中豪雨等により、森林及びその下流域において山地崩壊等による被害が発生するおそれがあるため、適切な森林整備を推進する必要がある。

(農地等の保全管理) 【経済部】

- 地震や豪雨、高潮等により農地や農業用施設が被災することで、生産力が大きく低下するおそれがあることから、農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図る必要がある。

7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備) 【総務部】

- 断片的な情報や虚偽の情報の拡散により、風評被害の拡大が懸念されることから、各分野において正確な情報伝達ができるよう、情報の収集や発信体制をあらかじめ構築する必要がある。

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の適正な運用) 【市民生活部】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる恐れがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理に備える必要がある。

(関係団体等との連携) 【市民生活部】

- 大規模災害時に大量に発生する災害廃棄物の処理や損壊家屋の撤去等の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる恐れがあることから、あらかじめ災害時の廃棄物処理に備える必要がある。

8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化) 【総務部、建設部】

- 大規模災害時の道路啓開・復旧工事等を担う人材不足により復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、建設関係団体と連携し復旧に取り組むとともに、建設産業の人材確保・育成を進める必要がある。

(罹災証明書の速やかな発行) 【市民生活部】

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、市町村においてあらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

(被災文化財の復旧を行う体制の整備) 【観光文化部】

- 大規模災害時、文化財の被災状況把握及び復旧を行うため、各自治体からの考古学専門の学芸員の応援体制の構築が必要である。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設部】（再掲）

- 大規模災害により損傷を受けた建築物が、二次災害を発生させるおそれがあるため、迅速に被災建築物等の状況を把握する必要がある。

8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

（罹災証明書の速やかな発行）【市民生活部】（再掲）

- 大規模災害時、膨大な量の災害関連業務の発生等により、罹災証明書の発行が円滑に行われないおそれがあることから、あらかじめ罹災証明書の発行体制を確保する必要がある。

（相談体制の整備）【総務部】

- 大規模災害時に、生活面に対する不安等から将来への希望を失うことが懸念されることから、市民からの各種相談に対応する必要がある。

（応急仮設住宅の迅速な提供）【総務部】

- 大規模災害後、建設型仮設住宅の建設地の選定及び借上型仮設住宅の制度協議に時間を要し、住家を失った被災者の一時的な住まいの確保に支障を来すおそれがあることから、平時から建設型仮設住宅の建設候補地の検討及び借上型仮設住宅の制度設計等が必要である。

（金融機関や商工団体等との連携）【経済部】（再掲）

- 大規模災害時、工場や製造設備の破損等による直接被害や、風評等による間接被害により、被災中小企業の資金繰りが悪化し、倒産するおそれがあることから、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から対策を想定する必要がある。

8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域と学校の連携) 【教育部】

- 大規模災害時、地域と学校との連携不足によりスムーズな避難所運営ができないおそれがあることから、平時から学校の地域におけるコミュニティ力の強化を図る必要がある。

(消防団における人員、資機材の整備促進) 【総務部】 (再掲)

- 消防本部は人員が限られ、複数個所で同時に発生した災害に迅速に対応できないおそれがあることから、地域の防災力の強化を図るため、消防団員の確保及び資機材の整備を図る必要がある。

(自主防災組織等のコミュニティ力の強化) 【総務部】

- 大規模災害時、高齢化が著しい地域においてはコミュニティの崩壊が懸念されることから、自主防災組織等の地域コミュニティ力の強化を図る必要がある。

(地域における共助の推進) 【総務部・地域振興部】

- 大規模災害時、高齢化が著しい地域においては災害対応が迅速に実施されず、人的被害が拡大するおそれがあることから、地域における共助の充実を図る必要がある。

(地域コミュニティの維持) 【地域振興部】 (再掲)

- 大規模災害により、地域活動の縮小・休止等によるコミュニティの機能が低下し、当該地域の復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあることから、平時から地域コミュニティの維持や活性化を図る必要がある。

8-5 道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備) 【経済部・建設部】

- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本市と隣接自治体を結ぶ上島中央広域農道や一定要件農道等の充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。
- 大規模災害時、道路の寸断や渋滞の発生により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、本庁と各支所を結ぶ幹線道路ネットワークの充実・強化、市内各地域を結ぶ道路網の確保が必要である。

(迅速な復旧・復興に向けた港湾整備) 【建設部】

- 大規模災害時の港湾施設の被災により復旧・復興が停滞するおそれがあるため、港湾施設の整備等を進める必要がある。

8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(浸水対策、流域減災対策) 【建設部】

- 大規模災害時の広域地盤沈下や堤防の倒壊等による浸水被害の発生により、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがあるため、浸水を防止する対策が必要である。

【別紙】 取組主体・関係機関等一覧表

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
1-1 大規模地震等による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生								
1		災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
2		防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
3		防災訓練の実施	市全域を対象とする実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証			○	○	○
4		消防団による定期訓練	消防団の活動人員の確保と消防団による実践的な各種訓練の充実			○	○	
5		自主防災組織による訓練	近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難ができるよう、実践的な避難訓練等を推進			○	○	○
6		消火栓、防火水槽等の整備	消火栓や防火水槽の整備等			○		
7		消防積載車の活用	消防積載車等の活用と計画的な整備			○		
8		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○			
9		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
10		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
11		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」の活用			○	○	
12		道の駅による情報発信機能の強化	情報発信体制の構築			○	○	
13		住宅の耐震化	「民間建築物耐震改修促進事業」による財政支援		○	○		○
14		宅地の耐震化	盛土造成地の崩落防止対策、宅地被害の状況把握の体制整備等		○	○		○
15		災害に強く安全なまちづくり	「危険ブロック塀等安全確保支援事業」による財政支援	○	○	○		
16		災害に強く安全なまちづくり	「狭い道路拡幅整備促進事業」による財政支援	○	○	○		
17		災害に強く安全なまちづくり	市営住宅等の計画的な改修、市営住宅の適切な管理戸数の推進			○		
18		災害に強く安全なまちづくり	空き家バンク制度による資産の有効活用など総合的な取り組み			○		○
1-2 大規模地震等による不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生								
19		公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止	公共建築物の非構造部材を含めた耐震化及び消防設備の維持管理		○	○		
20		公共建築物、学校施設の耐震化及び火災防止	学校施設の非構造部材を含めた耐震化及び防火設備の維持管理		○	○	○	
21		市役所他公共施設の火災訓練の実施	定期的な避難訓練の推進			○	○	
22		公共施設の耐震診断及び改修	公共施設の耐震診断、計画的な改修			○		
23	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
24	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
25	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
26	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」の活用			○	○	
27		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	火災予防などについて住民の防火意識啓発を推進			○	○	
28		迅速な避難のための体制整備等	防災重点ため池のハザードマップを作成・配布			○		
29		不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止	不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の啓発活動、相談対応や財政的な支援(住宅・建築物安全ストック形成事業等)		○	○	○	
1-3 津波・高潮等による死傷者の発生								
30		避難勧告等の適切な発令	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
31	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
32	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
33	○	防災訓練の実施	市全域を対象とする実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証			○	○	○
34		ハザードマップの作成、配布	ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進		○	○		
35	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
36	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
37	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
38	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」の活用			○	○	
39		要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿を確認(更新)する取り組みの推進			○		
40		海岸保全施設の整備等	海岸保全施設の整備及び老朽化した施設の更新・機能強化		○	○		
41		海岸保全施設の整備等	水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等の整備		○	○		
42		円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		
1-4 台風や集中豪雨等の大規模風水害等による広域な市街地等の浸水による死傷者の発生								
43	○	避難勧告等の適切な発令	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
44		事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
45		事前予測が可能な災害への対応	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		
46	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
47	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
48	○	防災訓練の実施	市全域を対象とする実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証			○	○	○
49	○	消防団による定期訓練	消防団の活動人員の確保と消防団による実践的な各種訓練の充実			○	○	
50	○	自主防災組織による訓練	近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難ができるよう、実践的な避難訓練等を推進			○	○	○
51	○	ハザードマップの作成、配布	ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進		○	○		
52	○	消防積載車の活用	消防積載車等の活用と計画的な整備			○		
53	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
54	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
55	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
56	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」の活用			○	○	
57	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿を確認(更新)する取り組みの推進			○		
58	○	迅速な避難のための体制整備等	防災重点ため池のハザードマップを作成・配布			○		
59		浸水被害の防止に向けた河川整備等	浸水被害防止のための排水機場の整備等、ハード対策を重点的に実施	○	○	○		
60		浸水被害の防止に向けた河川整備等	浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施	○	○	○		
61	○	円滑な避難のための道路整備	道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路嵩上げ等の冠水対策	○	○	○		
1-5 大規模な土砂災害等による死傷者の発生及び後年度にわたり脆弱性が高まる事態								
62	○	避難勧告等の適切な発令	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
63	○	事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
64	○	事前予測が可能な災害への対応	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
65	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
66	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
67	○	防災訓練の実施	市全域を対象とする実践的な訓練を通じて、防災意識の啓発や避難計画等検証			○	○	○
68	○	ハザードマップの作成、配布	ハザードマップを作成し、住民への周知・啓発を推進		○	○		
69		土砂撤去費用補助	宅地又はその周辺に崩落した土砂等を撤去する費用を市で負担			○		
70	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿を確認(更新)する取り組みの推進			○		
71		山地・土砂災害対策の推進	治山施設や保安林・砂防施設の整備	○	○	○		
72		山地・土砂災害対策の推進	土砂災害特別警戒区域内に居住する住民の安全な場所への移転促進		○	○		○
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で死傷者の発生								
73		学校の災害対応の機能向上	学校内での確実な情報伝達体制整備、訓練実施		○	○		
74		学校の災害対応の機能向上	児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制構築		○	○		○
75	○	避難勧告等の適切な発令	防災講座等による避難情報の意味や重要性の周知・啓発		○	○		
76		通信手段の機能強化	通信体制の強化、非常用電源の整備、電力や燃料の供給に関する協定締結等、通信手段の多様化		○	○	○	
77		情報伝達体制の整備と地域の共助	市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動強化、地域防災リーダーの育成等		○	○	○	
78	○	事前予測が可能な災害への対応	関係機関が適時適切に対応するための訓練実施等		○	○		
79	○	事前予測が可能な災害への対応	危険が切迫する前の明るく安全なうちに避難する「予防的避難」の啓発		○	○		
80	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
81	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築		○	○	○	
82	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
83	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	天草市コミュニティエフエム局「みつばちラジオ」の活用			○	○	
84		外国人対応	通訳ボランティアの確保や多言語による情報提供等、外国人への支援体制の構築		○	○	○	
85	○	要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿を確認(更新)する取り組みの推進			○		
86	○	迅速な避難のための体制整備等	防災重点ため池のハザードマップを作成・配布			○		
2-1 食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止								
87		水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化		○	○		
88		備蓄の推進	食料や飲料水の備蓄量確保			○		
89		民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○	
90		家庭や事業所における備蓄の推進	啓発を通じた市民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進			○	○	○
91		物資集積所としての「道の駅」の機能強化	「道の駅」に食料や飲料水など、必要な備蓄量の確保			○	○	
92		物資集積所としての「道の駅」の機能強化	物流事業者等との連携、体制整備			○	○	
93		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
94		物資輸送ルートの確保に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
2-2 避難所の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺								
95		指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化	指定避難所の耐震化、各種トイレの整備等			○		
96		避難者に対する食料の提供	学校給食センター施設設備の耐震化及び災害対応型の厨房機器の整備			○		
97		指定避難所等の見直し	福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直し			○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
98		指定避難所等の周知徹底	指定避難場所や福祉避難所の場所・制度等についての周知徹底			○		
99		避難所運営体制の構築	避難所運営マニュアルの作成や、研修・訓練等の取組み支援		○	○	○	
100	○	外国人対応	通訳ボランティアの確保や多言語による情報提供等、外国人への支援体制の構築		○	○	○	
101		避難所等の保健衛生・健康対策	災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)策定、専門職員養成研修の受講		○	○		
102		避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
103		福祉避難所の円滑な運営	福祉避難所運営に関するマニュアル作成や、研修・訓練等の取組み支援、福祉避難所制度の広報		○	○	○	
104		エコミークラス症候群の予防	エコミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		
105	○	物資集積所としての「道の駅」の機能強化	「道の駅」に食料や飲料水など、必要な備蓄量の確保			○	○	
106	○	物資集積所としての「道の駅」の機能強化	物流事業者等との連携、体制整備			○	○	
2-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生								
107		孤立集落に対する県等と連携した取組み	孤立集落発生時の対応手順の確立、情報伝達体制構築等		○	○	○	
108		自主防災組織の活動の強化	自主防災組織や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等			○	○	
109		地域コミュニティの維持	地域の共助体制強化のためのコミュニティ維持に係る取組み支援			○	○	○
110		孤立集落の発生防止に向けた道路整備	市内各地域や集落間を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化	○	○	○		
2-4 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足、支援ルートの途絶による救助・救急活動の麻痺								
111	○	災害対応業務の標準化・共有化	関係機関が連携した災害対応を行うためのタイムライン整備等		○	○		
112		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策			○	○	
113		消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進			○		
114	○	自主防災組織の活動の強化	自主防災組織と市町村や消防団等との平時の活動を通じた顔の見える関係の構築等		○	○	○	
115		救助・救急ルートの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
2-5 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶								
116		熊本県石油商業組合との燃料供給体制の構築	関係機関と連携した燃料備蓄			○	○	
117		活動に必要な燃料の供給	石油小売会社等との協定等による供給体制の整備			○	○	
118		エネルギー供給に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築等	○	○	○	○	
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺								
119		医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
120		医療活動の支援ルートの確保に向けた港湾・空港整備	港湾施設の耐震化や耐波性能等の強化、港湾・空港施設の防災対策	○	○	○	○	
2-7 疾病・感染症等の大規模発生								
121		生活用水の確保	天草市水道事業危機管理マニュアルの充実、有事の際に的確な支援依頼			○		○
122		下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備			○	○	
123		感染症の発生・まん延防止	平時からの予防接種促進等		○	○		
124	○	避難所等の保健衛生・健康対策	災害時における感染症・食中毒ガイドライン(仮称)策定、専門職員養成研修の受講		○	○		
125	○	避難所等の保健衛生・健康対策	高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等実施		○	○	○	
126	○	エコミークラス症候群の予防	エコミークラス症候群に関する防災教育や広報体制づくり等		○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
127		生活用水の確保	生活用水の確保のための事前の備えの促進			○		○
128		生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発			○		○
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下								
129		学校における業務のスリム化とBCPの策定	災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ定めておくBCPの策定等			○		
130		防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所などの建築物の非構造部材も含めた耐震化等			○		
131		防災拠点施設等の耐災性の強化	庁舎等の非常用電源設備整備、電力や燃料供給に関する協定締結等			○	○	
132		業務継続可能な体制の整備	庁内BCPの高度化			○		
133		業務継続可能な体制の整備	受援計画の策定、地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等見直し			○		
134		業務継続可能な体制の整備	ネットワークの停止やデータ消失等を防ぐための通信回線の二重化、情報端末の代替機器の確保等			○		
135		発災直後の職員参集及び対応体制の整備	発災直後の職員等の安否確認訓練、災害対応マニュアルの整備等			○		
136		自治体間の応援体制の構築	市町村相互の応援協定の締結、受援計画の策定			○		
137	○	防災訓練の実施	初動対応力強化のための防災訓練による災害対応業務の習熟や関係機関の連携強化		○	○		
138		職員の安全確保に関する意識啓発	災害時初動対応訓練等による職員の対応能力の向上			○		
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止								
139		防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	防災拠点施設等の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料の供給に関する協定締結等			○	○	
140		通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等			○	○	
141		通信手段の機能強化	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備			○		
142		自給電源設備設置の支援	太陽光発電システム、蓄電システムの購入支援			○		
4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態								
143		郵便事業の継続に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化等	○	○	○	○	
4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により情報が伝達できない事態								
144	○	防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進	防災拠点施設等の非常用電源の整備、災害時の電力や燃料の供給に関する協定締結等			○	○	
145	○	通信手段の機能強化	防災行政無線等の通信設備の耐震化、電力や燃料の供給に関する協定締結等			○	○	
146	○	通信手段の機能強化	衛星携帯電話、可搬型防災行政無線等の整備			○		
147	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	Jアラート・Lアラートの活用及び同システムによる情報伝達訓練の実施		○	○		
148	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	報道機関等との連携体制構築			○	○	
149	○	防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	県統合型防災情報システムやメールサービスの周知、SNSやHPを活用した情報発信体制整備		○	○		
150		防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達	メール配信や天草市公式LINE等のソーシャルネットワークサービス(SNS)の活用、情報伝達手段の確保等			○		
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下								
151		金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等			○	○	
152	○	物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
153		物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止								
154		エネルギー供給に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
155		エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
5-3 海上輸送の機能の停止による地域経済への甚大な影響								
156	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾BCPの策定・活用		○	○		
5-4 農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下								
157		農地・農業用施設の保全	排水機場やため池等の農地・農業用施設の整備、維持管理	○	○	○	○	
158		農業施設の耐候性等の強化	耐候性強化型ハウスの導入の促進		○	○	○	
159		漁港の防災対策	漁港施設の耐震・耐波対策の推進		○	○		
160		共済加入の促進	農業・漁業共済加入の促進		○	○	○	
5-5 基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止								
161		交通ネットワークの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、緊急輸送道路の無電柱化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
162		交通ネットワークの確保に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
163		天草空港の機能強化	災害時における移動手段、物資輸送ルートの確保		○	○	○	
5-6 食料等の安定供給の停滞								
164	○	民間企業等と連携した食料等の供給体制の整備	民間企業等との食料供給等に係る協定の締結、関係機関との訓練の実施		○	○	○	
165	○	家庭や事業所における備蓄の促進	啓発を通じた市民・事業者における食料・飲料水等の備蓄の促進		○	○	○	○
166		物資輸送ルートの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
167		物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
168	○	天草空港の機能強化	災害時における移動手段、物資輸送ルートの確保		○	○	○	
6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能の停止								
169	○	物資・エネルギー供給に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化	○	○	○		
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止								
170	○	水道施設の耐震化等	水道施設の中長期的な更新計画策定等による水道施設耐震化促進		○	○		
171		応急給水体制の整備	拠点給水、運搬給水の体制の構築、緊急用ろ過設備を設置して応急的に浄水処理を行う体制の整備		○	○		
172	○	生活用水の確保	生活用水の確保のための事前の備えの促進			○		○
173	○	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発			○		○
174		生活用水の確保	事業所等と協定締結等の促進			○	○	
175		上水道BCPの策定	上水道BCP策定の促進		○	○		
6-3 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止								
176		下水道施設等の耐震化等	県及び市町村の下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持修繕・改築等		○	○		
177		下水道施設等の耐震化等	マンホールトイレ整備、被災していない下水処理場等での仮設トイレのし尿の受入れ体制整備		○	○	○	
178		浄化槽の整備等	合併浄化槽への転換、災害時の浄化槽の被害等調査及び早期復旧を行う体制構築		○	○	○	○
179	○	下水道BCPの充実	外部からの支援による調査体制の整備、下水道BCPの充実による事業継続体制の整備			○	○	
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態								
180	○	公共交通機関に係る情報体制の整備	交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化			○	○	
181		地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
6-5 異常湧水や地震等による地下水の変化等による用水の供給の途絶								
182	○	応急給水体制の整備	連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有等実施		○	○		
183	○	生活用水の確保	生活用水の確保のための事前の備えの促進			○		○
184	○	生活用水の確保	家庭における生活用水の確保に係る啓発			○		○
185	○	生活用水の確保	事業所等と協定締結等の促進			○	○	
7-1 市街地での大規模火災の発生								
186	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
187	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
7-2 沿道の建築物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺								
188		被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	
189	○	災害に強く安全なまちづくり	空き家バンク制度による資産の有効活用など総合的な取り組み			○		○
7-3 ため池、ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生								
190		農業用ため池等の維持管理・更新	農業用ため池の計画的な改修		○	○	○	
191		農業用ため池等の維持管理・更新	ため池管理者による緊急体制整備、ハザードマップ作成等、ため池の適正な維持管理		○	○	○	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出								
192		有害物質の流出対策等	事故時の応急措置や環境調査に活用する情報整理、事故発生を想定したマニュアル整備等	○	○	○	○	
7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大								
193		農業生産基盤の整備及び保管理	農業生産基盤の整備及び保管理による農業・農村が有する多面的機能の適切な維持・発揮	○	○	○	○	
194		鳥獣被害対策の推進	地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進		○	○		○
195		適切な森林整備の推進	伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備		○	○		
196		農地等の保管理	排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設の計画的な整備、適切な維持管理	○	○			
7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響								
197		正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備	警察・消防や関係機関と連携した正確な情報収集や様々な手段による発信		○	○	○	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
198		災害廃棄物処理計画の適正な運用	災害廃棄物処理計画の随時見直し、適切な運用			○		
199		災害廃棄物処理計画の適正な運用	情報の早期提供、平時における周知啓発			○	○	
200		関係団体等との連携	県及び周辺自治体、関係団体との応援協定等の締結、定期的な内容の確認と見直し		○	○	○	
8-2 復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
201		建設関係団体との連携による応急復旧体制の強化	建設関係団体との連携体制強化、訓練等実施	○	○	○	○	
202		罹災証明書の速やかな発行	職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
203		被災文化財の復旧を行う体制の整備	考古学専門の学芸員の応援要請のための関係機関との連携・協議		○	○	○	
204	○	被災建築物等の迅速な把握	応急危険度判定等が実施できる人材の確保・育成		○	○	○	
8-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態								
205	○	罹災証明書の速やかな発行	職員を対象とした研修実施、応援職員を想定したマニュアル整備等		○	○		
206		相談体制の整備	各種相談に対応するための体制整備			○	○	
207		応急仮設住宅の迅速な提供	建設型仮設住宅の候補地選定			○		
208	○	金融機関や商工団体等との連携	金融機関や商工団体等との連携、商工団体のサポート力強化等			○	○	

No.	再掲	推進方針 項目	推進方針 概要	取組主体・関係機関等				
				国	県	市	事業者・事業所・団体等	市民
8-4 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
209		地域と学校の連携	学校運営協議会の推進や学校と地域の連携協働体制強化			○		○
210	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団活動に対する企業等の理解促進、消防団員の確保・支援対策		○	○	○	
211	○	消防団における人員、資機材の整備促進	消防団の資機材の整備促進	○	○	○		
212		自主防災組織等のコミュニティ力の強化	自主防災活動に必要な資機材の整備充実等の支援			○	○	
213		地域における共助の推進	地区振興会や行政区等の活動の強化			○	○	○
214		地域コミュニティの維持	地域コミュニティ維持に係る取組み支援			○	○	○
8-5 道路の損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
215	○	迅速な復旧・復興に向けた道路整備	市内各地域を結ぶ道路の整備及び維持管理・更新、橋梁等の耐震化、道路啓開体制構築	○	○	○	○	
216		迅速な復旧・復興に向けた港湾整備	港湾施設の耐震化、耐波性能等の強化、港湾事業継続計画(BCP)を策定・活用	○	○	○		
8-6 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態								
217		浸水対策、流域減災対策	海岸・河川堤防の施設整備等による浸水対策、排水機場の整備等による流域減災対策	○	○	○		

